

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました平成24年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
7番 内田 恵子議員、8番 川幡 宗宏議員。以上、ご両名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は6月18日から6月19日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は6月18日から6月19日までの2日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成24年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。初めに、道央地域ごみ処理広域化推進協議会の新体制について申し上げます。本協議会については、千歳市の参加表明を受けて、先般5月25日に協議会を開催し、千歳市を含める規約の改正を承認し、引き続き役員改選を行い、新たに山口千歳市長を会長に選出いたしました。今後、新会長のもと、2市4町で可燃ごみ焼却施設建設に向けて協議を進めて参ります。
次に、農作物の生育状況についてご報告いたします。3月から4月上旬にかけての低温による融雪の遅れや降雨により圃場の渴きが悪かったことなどから農作業や生育の遅れが心配されたところでございます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月15日現在の作物状況調査によりますと、水稻につきましては、移植期間の気温が平年よりやや高く経過したことや日照時間も多い日が続いたことから移植後の生育は順調に推移しております。秋まき小麦は、播種が遅れたことなどにより茎数の少ない圃場が見受けられる状況でございます。玉ねぎは、

移植後の適度な降雨と地温により生育は良好に推移しております。大豆は、好天に恵まれ播種作業は順調に進んだところでございます。以上のように、各作物間では多少の差はありますが、今後は、天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関、団体と連携しながら、適切な対応に努めて参りたいと考えているところでございます。

議長 以上で、町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原文子議員。

菅原議員 定住促進対策について町長にお伺いいたします。全国的に景気低迷が続く中、少子化と都市部への移動で人口が減少している自治体が多くなっています。道の推計では2030年には人口が5,000人規模の自治体は2倍にもなり、人口の変動と地域経済が密接に関係しているとの研究結果も出されています。

本町でも人口が1万人を超えた年もありましたが、その後、減少の一途をたどっている現状です。第5期南幌町総合計画の中でも、今後さらに人口が減少していくものと予測され、平成28年には目標人口8,400人、将来目標1万人と明記されています。しかし、このままですと平成28年には8,000人を割る可能性もあります。そこで町長に質問いたします。

1、本町の人口減少について、どのように分析し、また人口減少抑制対策についてのお考えを伺います。

2、雇用対策を含めた定住促進対策へのお考えがあるかを伺います。

議長 町長。

菅原議員の定住促進対策についてのご質問にお答えをいたします。人口の減少問題は、産業や経済のみならず国づくり、地域づくりを揺るがす大きな問題です。議員ご指摘のとおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、北海道のみならず全国でも5,000人未満の自治体が2035年には1.6倍に増加するとしています。道内の市町村でも、国勢調査によれば前回調査と比較し、179市町村のうち163市町村で人口が減少する結果となっています。

1点目のご質問につきましては、まず、南幌町の人口の推移を申し上げます。南幌町の人口は、平成10年10月の人口1万5人をピークに、本年6月1日現在の人口は8,535人となり、減少傾向が続いております。人口の増減は、出生と死亡、転入と転出が相まって現れますが、本町では転出が平成11年より、死亡は平成12年から、それぞれ上回る傾向となり、人口が減少に転じることとなりました。なお、転出者の年齢分布を見ますと、進学や就職時期と重なる若年層が多いという結果となっており、町内に魅力ある雇用の場が少ないということも人口減少の課題の一つとなっています。さらに、出生数の低下や戸建て住宅の需

要低迷による住宅団地の販売不振なども原因と考えているところであり
ます。

次に、現在行っている人口減少抑制対策について申し上げますと、町
総合計画や子育て安心プランでは、子育て環境の充実を重要な柱と位置
づけており、その中で、子育て相談や保健、教育などの事業を行うほか、
経済的支援として、子どもの医療費助成や予防接種の一部無料化などを
行い、子育てしやすい町づくりを進めています。また、高齢者についま
しても安心して老後の生活が送れるよう、地域医療の維持に努めるほか、
予防接種の一部助成、見守り活動などの充実、交通の確保を進めていま
す。さらに、住んでみよう、住み続けようと思っていただくためには、
快適な生活環境や防災、防犯、交通対策はもとより、魅力あるまちづく
りが必要となります。町では、これらのことを念頭に置き、各施策を展
開しているところですが、これらの取り組みが急激な人口減少を少なから
ず抑制したものと信じているところがございます。移住の促進については、
引き続き北海道住宅供給公社との連携による、みどり野団地販売や空き
家、空き地バンクの活用、移住体験事業を通じた移住機会の提供にも努
めて参ります。今後につきましても、住みやすく子育てしやすい環境を
整え、人口減少の抑制や移住の促進などに努めて参りますので、ご理解
をお願い申し上げます。

2点目のご質問につきましては、大きく雇用が期待できるのは、企業
の立地であることから、引き続き多様な媒体による立地情報の収集や
誘致情報の発信を行い、積極的な誘致活動に取り組んで参ります。また、
企業協議会との連携や、特色ある就職活動に取り組んでいる南幌高校へ
の支援を通じ、雇用の確保を図るとともに、地元商工業の振興による雇
用拡大にも努めて参りたいと考えております。定住促進につきましては、
人口減少抑制策と密接に関係するものでございます。人口の減少は、町
の財政や社会資本整備、地域コミュニティー活動、住民サービスなど、
あらゆる分野に影響することから、町の総合計画や自立緊急実行プラン
を着実に遂行しつつ、新たに移住定住の促進や雇用の確保、人口減少の
抑制につながるものがあれば、積極的に検討して参る考えでございま
すので、ご理解のほどお願い申し上げます。

3番 菅原 文子議員。

今、答弁いただきましたけれども、1番目の減少につきましてなんで
すが、私なりに調べてみました。転出につきましては、死亡とかでは
なく、転出した方々については20代の前半、後半を含めまして全部で
770名の方が転出しています。あとは、少しずつ100名単位でいる
んですけども、人口集計を見ますと逆に20代、過去5年間なんです
けれども、20から24歳の方が26名しか減ってないんです。25歳
から29歳の方が、逆に、この5年間で50名増えています。転出に比
べまして、人口集計でいきますと、10代、10歳から14歳が278
名、15歳から19歳が130名と、この年代が一番多く、人口集計に
よりますと減っているんですよ。男性、女性含めまして30代、30

議 長
菅原議員
(再質問)

から34歳、35歳から39歳の方を含めまして、300名の方の人口が減っています。これを見ますと、20代の方が一番転出しているにもかかわらず人口が増えている、それから、10代の方が少なくなって、30代の方がまた少なくなっている。これを見ますと、お父さんお母さんを含めまして小学生の子どもさんを連れて一家で転出しているのかなということが、この表からうかがえると思うんですよね。そうしますと、今、ステップ償還で、家のお金を払えなくなったとかという方もたくさんいらっしゃいます。町長もご存じのとおり、その方たちが出ていかれる方が多いのではないかなと思いますけれども、南幌町がもしよければ、私は、ほかの所に転出しないで、南幌町内の中にとどまっていただけのではないかなと思います。2010年に社会教育審議会の中でアンケートをとりました。その中で中学生と高校生のアンケートの集計がここにあるんですけれども、子どもさんたちは、みんな南幌が大好きなんですよ。ここにとどまっていたいという方も半分ぐらいいるんです。ですけれども、将来どうですかということになりますと、就職がないとか、それから、バスとか交通の便が悪いので多分とどまれないだろうというアンケート結果も出ています。大人になりますと、南幌町内でいろんなサークルとかいろんなことがありますけれども、あまりかかわらないと、そういう結果も出ています。そういうことを考えますと、小中学生は南幌が大好きだけれども何かのことで出て行かざるを得ないという、そのところもやっぱり問題なのではないかなと思います。そのところの今後の見通しですね、それと、もし、小中学生にとどまっていただけのような、将来見越していただけるような施策がもしあれば、お伺いしたいと思います。

それから、人口の増ですけれども、雇用がやはり難しいんですけれども、私も長年、企業誘致にかかわって参りましたけれども、今、すごく大きなチャンスを迎えているのかなと思います。と言うのは、今、電気問題がすごく問題にされていますけれども、本州の方の企業ですと、機械関係ですと夏のエアコンを使うよりも冬の暖房の方が安いと。機械ですから熱を持ちますから、暖房代はあまりいらぬ。そういう中で南幌町も高規格道路もできますし、そのところで今すぐということではないですけれども、もう少し積極的に本州の方に行かれて、誘致されてみてはどうかなと。行っているのは私も十分よくわかっていますけれども、さらに行かれてはどうかなと思います。そのところのお答えを教えてくださいたいと思います。

それと、みどり野団地の建売住宅に関しましても、子育て支援ということで力を入れていただきまして、銀行の方にも各銀行に個別に回っていただいているというお話も銀行の方から聞こえて参ります。そのところでも本当に頑張っているというお気持ちは十分伝わってはきていますけれども、やはり厳しい中にもいろんな所で建売住宅だとか、いろんな所で盛んになって、江別でももうだいぶ空きましたし、それから苗穂地区でもかなり家が建っています。そういう所を見ますと、

まだまだ建売だとかいろんな所の住宅も建てる方が多いのかなというふうにも思っておりますので、札幌だけではなく、滝川方面まで足を伸ばしていただいて、こちらの方に移住ということで、積極的に動かれてはどうかと思いますので、ここのところもひとつお答えいただければと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。人口減少の問題、いろいろ分析の仕方はあるかと思いますが、私はやっぱり北海道の経済が冷えきっているということでありました。子どもの意思じゃなくて、親の経済状況が非常に厳しい。ですから、住宅ローンの支払いが、居たいけれども、支払いの問題が多くある。ですから、家族みんなで我が町を離れるという、残念ながらそういう経過になっておりますし、札幌も見ていただければ、菅原議員もよくわかるかと思いますが、今、正規の雇用の場って非常に少ないんですよ。長期臨時だとか、パートだとかというのは結構あります。そんな状況、我が町も逆に言うと、振り返りますと、雇用の場が非常に少ない。特に、奥さん方の部分も含めていくと、札幌はまだ長期、あるいはパートというのはかなりありますけれども、我が町を含めて、農村地帯というのは非常に少ない現況であります。従いまして、平成に入って、自分で宅地を持って住宅を建てられた方については、非常に経済的には厳しい状況でやむを得ない部分があるのかなと。代わりに中古住宅に入っていたいただくのは、ある程度年齢の達した方ありますから、当然、家族で出て行く方と、それから入って来る方は2人と。その差が非常に厳しい分野であろうかなと。ですから、世帯数はそんなに変更はないと思います。そういう現況は、これはどうするかということかと思いますが、私どもはやはり国に対していろんな事業の展開の中で、やっぱり雇用促進が、当然若者を含めて、北海道は北海道で確保できるお願いはさせていただいておりますが、議員が言われるように、本当になればいいんでしょうけども、ある程度の企業については、やっぱり日本は労働単価が高過ぎて経費がかかる。今、どっちにいくか、今の円高等々も含めて、いろんな企業にお話しをさせていただきますが、雇用の部分を含めていくと、まだ日本にとどまるのがいいのか、もう一つ、目を国外に向けていいのか、中小企業ですらそういう状況でございますので、私どもはやはり国としてきちんとした人材確保を含めて、地域を崩壊しなくするためには去年3月の大震災以降、やっぱり危険分散ということもあって、国内にいろんな部分は当然できることが望ましいだろうというお話しもさせていただいた。そして、そんな中で、今、我が町の真ん中を走る高規格道路、これは企業の皆さん、非常に関心を持っておりますが、いつできるんですかと聞かれるのが常であります。そのことがきちんと早く出せるように、今、お願い、運動も、近隣等でさせていただいておりますが、まだ見通しが立っていないということではないかなと。私どもは、やはり、せっかく我が町から育った子どもたちが、少なくともこの近郊で就職ができて、親の元から通えるような雇用

状況になっていただきたいなど。ですから、いろんな議論があろうかと思いますが、そのためには、当然、公共事業等々も含めて道内の経済が活性化になるように、やっぱり要望していかねばならないと思っております。そこで、企業誘致には私どもの職員含めて、私も含めて、全国の方へ発信をしておりますけれども、非常に厳しい環境にはあるんですが、1回来ていただいたり、あるいは話をかけていただいた企業については、間隔をある程度置かないで訪問をさせていただいて、いろいろ情報交換をさせていただいて、そんな状況なものですから、企業としては今、ちょうどその大事な時期にいるんだろうというふうに思っています。できれば企業も国内という思いは非常に強いんですが、そういう労働条件等々もありますので、利益追求でいくとどうなのかなと。そういう我が町ではできない対策は、やはり都道府県や国がきちんとやりながら地域を守っていただく施策が必要ではないかなと。そんなことをいろんな機関に今申し上げているところでありますので、企業誘致にはいろんな情報をいただくように各企業にもご協力いただいて、今やっているところでございますので、議員の方も情報がいただければ、いつでも私どもは出る体制を取っておりますので、情報をいただければと、そんなふうに思います。

議長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、ご答弁いただきましたけれども、やはり道でも若い人たち、20代の方たちがどこへ行くかということで試算しますと、やはり道内から外国へ行っている人が多いと、そういう判断をしているようです。やはり南幌町でも、今、町長がおっしゃったように雇用問題が一番の問題なのかなと私も思っております。ですけれども、家に関していきますと、私の友達も先月、一家揃って6人が南幌町から出て行ってしまったわけですが、よく聞きますと、やはり仕事というよりも子どもたちの交通費がかかると。これが一番の問題なので家を出て行かなければならなくなると。今、やはり交通費よりもJRだとかの近くに行った方が家賃を含めても安上がりだということで、出て行くんだというお話をされました。やはり高校生、大学生になりますと、南幌町の場合は交通費がばかになりませんので、そこのところで致し方がないのかなという思いもありますけれども、また一方では、住宅に関しましては、南幌町の方が住むにはやはり子どもたちにとってもいいのかなと。私の友達なんかでも子どもさんたちがぜんそくで南幌町に来たら治ったと。先ほど申しましたアンケートの中にも、子どもさんたちは空気がとってもいいと。すごく緑もいっぱいあるし、それがものすごくうれしいということが、ものすごくたくさんこの中に書いています。やはりそこのところが一番の売りなので、やはり銀行だとかいろんな所を回っていただいているようですけれども、そこのところももう少し強調していただくとか、それから、また先ほど申しましたように地方、空知管内の上の方ですよね、北の方にいきますと交通の便というよりも札幌により近いんですよということで少しはいいのかなと。札幌の方に関しましては、やはりこ

ちらの方に来ましたら交通の便が悪いということは絶対に問題になると思いますけれども、そこは空気がいいんだよと、子どもたちには最高なんだよということでお話ししていただけたらと、そういうふうに思っております。

それと、企業誘致にしましても、やはりT P P問題も今、立ち止まっている状況ではありますけれども、企業としましても、もしT P Pが行われますと、やはり海外の方がいいということで企業の方もそういうふうに試算されているところが多いのかなと思いますので、やはり企業誘致というのは大変難しい問題なのかなと、私もそれは思っております。しかし、ここで立ち止まるとはいけない問題ですので、そのところでまた何か付加価値を加えて、そして、ここに住んでいただくと。もしも、その企業の方たちの家族がいましたら住んでいただくと。それから、新聞にも大きく載っていましたが、農業の施設として公募するというお話もありましたけど、旧夕張太小学校ですね、その所でももしそういう来ていただける方たちがいましたら、職員の方とかそういうことはもちろん町長側の方でも考えていらっしゃると思いますけれども、そのところもまたお一つ考えをお聞かせいただきまして、お願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。先ほど、1つだけ、落としていたかと思いますが、みどり野団地の販売につきましては、道の住宅公社とこれは連携を取りながらやっているということでありますし、今、住宅公社でできる範囲の部分、子育て世帯の割引だとかいろいろやっております。その中で、うちのみどり野団地を売っていただいているという現状がありますが、道の住宅公社自体が非常に厳しい状況でございますので、全部がそういう販売戦略ということには、特色ある部分で何点か出させていただいて、それをP Rしながら私も一緒に今、販売促進に向かっているところであります。

それから、子どもたちの住む環境としては非常にいいんじゃないかという、このことについては、昨年からも町内に来ていただいた子育て世代のお母さんお父さんからもよく言われているところでございます。子育てのいろんなプランをやっておりますので、それらを前面に出しながらやっていきたいなというふうに思っております。ただ、やはり交通の便といいますと非常に厳しい、バスは各社が通っていただいてありがたい部分ではあります。夏はまだしも、冬の問題が非常にあるということから、その厳しさがあるというのは実態かなと思いますが、高校に通うのが大変だからという部分でいきますと、それはやはり住宅関係だとか、その家庭の経済が非常に厳しいという、私はそういう分析をしております。できるだけ残っていただきたいという思いもありませんけれども、そこそこの家庭の中には、そういう経済的なものが非常にネックになっているというふうに言われておりますので、早く、だから先ほど申し上げたように、札幌辺りがやっぱり元気にならないと非常に我が町も含めて

近隣は厳しいのではないかなというふうに思っております。そこで、企業誘致はいろんな戦略を立てながら今やっているところでありますが、先ほど、前段でも申し上げましたけども、それぞれの企業の今、動向が非常に慎重になっているということでもあります。特に、皆さんからいろいろ指摘をいただき、地価を下げれば来るんじゃないかと。逆に言うと、優良企業は地価があんまり下がる地域には来ない、そういう状況もございませぬ。その辺の状況を見ながら、今、誘致活動を、当然、金融機関に情報をいただく部分もありますので、そこらも回りながら速やかな対応をできるように今やっているところでございませぬ。そんなことをしながら、何とかやっていきたいなと思っておりますし、旧夕張太小学校については今検討課題で、新聞には載っておりますけれども、慎重になりながら跡利用の問題、それらも含めて今検討をしているところであります。後ほどまた、議会の皆さんとも相談をさせていただきながら、大事な施設でありますので、地域の活性化も含めて今検討していることを、後ほどまたご相談をさせていただこうと思っておりますので、ご理解いただければと思ひます。

議 長
菅原議員

3番 菅原 文子議員。

では、教育長の方に移ります。南幌町の教育への想いと理念についてお伺いいたします。新南幌小学校も新入生を迎え、また旧夕張太小学校生、旧南幌小学校生と共ににぎやかな新学期が始まり、2カ月が経ちました。開校日には南幌小学校のカーペットが敷かれた多目的ホールが珍しく、寝そべて遊ぶ子どもたちの笑顔が忘れられません。また、新しい校歌を数回の練習で覚え、歌詞を暗記して、大きな声で元気いっぱい歌いきった子どもたちに感激しました。3月の第1回定例会において、教育執行方針が教育委員会から示され、それに基づき高山教育長に小学校のみならず、各教育機関や社会教育の分野でも4月からの教育活動が始められたことと思ひます。

そこで、南幌町の教育における教育長としての想いや理念を伺ひます。

議 長
教 育 長

教育長。

南幌町の教育への想いと理念についてのご質問にお答えをいたします。本年度は小学校3校が統合し、新たに南幌小学校としての歩みを始め、さらには第2期社会教育中期推進計画のスタートという節目の年に教育長に就任させていただき、身の引き締まる思いでございませぬ。このことから、第1回議会定例会でお示した平成24年度教育行政執行方針を着実に実行することが私の責務であると考えております。学校教育と社会教育は、生涯学習を支える車の両輪であり、教育基本法では、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が謳われております。この理念を基本に私の想いを申し上げます。子どもは大人の背中を見て育つと

という言葉がありますが、その背中がゲームあるいは携帯電話の画面に代わっているのではないのでしょうか。人と人とのかかわりを大切にし、生きる力を身に付け、絆を育む教育、子どもたちの素直な気持ち、純粋な思いを伸ばす児童、生徒が中心の教育を、家庭、地域、学校、行政等、あらゆる立場の人たちが教育の当事者であることを認識され、総がかりで愛情を持って接することが肝要であると考えております。どうか、多くの町民の皆さんが、教育活動に積極的にかかわっていただき、夢と希望とふるさとへの誇りを持ち、生命を尊び、豊かな心あふれる子育ての町、南幌の実現に向け、誠心誠意取り組んで参りますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、新教育長からの温かいお言葉をいただきましたけれども、その思いと、それから理念についてお伺いしましたが、子どもたちにとっても本当に素晴らしい環境の中で学べることは幸せなことだと私も常々思っております。それと、南幌町では、先ほどのアンケートにもありましたように、特に子どもたちの体育と申しますか、スポーツですよね、スポーツ関係はまたすばらしく、特に柔道に関しましても、野球も、それぞれ、バレーボールもそうでしょうけれども、柔道でも指導者がすばらしいので南幌町に引っ越しして来たという一家もあります。それぐらい南幌町にとっては、子育ての町、南幌というのが定着しつつあるのかなという思いで私はおります。その一方、大人の方に関してはちょっと残念ながらなかなか心が開いていただけないのかなと、私も実感しております。その中で1つだけお伺いしたいんですけれども、社会教育審議会におきましても、中長期の新しく始まりました、総合計画が始まりましたけれども、こちらの方の思いをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

議 長
教育長
(再質問)

教育長。

社会教育中期推進計画についての思いということでございます。従前の社会教育の計画につきましては、項立てをして、それにいろんなものが連なるということですが、今回の中期推進計画については、あらゆるものがかわりがあるという形の中でそれぞれ計画策定をしていただきました。社会教育審議会の皆さんに本当に数多くの議論をいただき、さらには住民の皆さんのアンケート、さらには聞き取り調査という形の中で、今までにない手法で実施をしたところでございます。それで、いよいよ今年からスタートするというところでございます。先ほども答弁申し上げましたが、学校教育は学校だけ、社会教育は社会教育だけということではなくて、すべて幼児期からご高齢期までつながりがあると思います。ですから、いろんな学校については、とにかく学校に多くの父母の皆さんが顔を出していただき、そして、子どもたちを見ていただき、そういう思いで接していただければと思います。特に私が感激したのは、4月の新入学児童の交通安全の時に、今年ほど多くの皆さんが街頭に出て、声かけをしていただいた年はないんじゃないかなと思います。それ

は、住民課の協力も当然ありますが、多くの皆さん、すきやき隊の皆さん、あるいは農協の職員の皆さん、郵便局の職員の皆さん、シルバードライバークラブの皆さん、本当に多くの方が出て、声かけをしていただきました。こういう自発的な取り組みが南幌町の教育を多分支えるんだろうなと思います。そんな思いを含めながら、学校だけでなく、社会教育だけでなく、そういうものがすべて融合した形の中の教育が展開できれば、きっと先ほどの定住促進とか人口増とか、そういうものにも多少なりともつながっていくのではないかなという思いで、これから取り組んで参りたいと思います。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、ご答弁いただきましたけれども、やはり今回、小学校統合ということで、町民一人ひとりが子どもたちを守らなければという思いで一つになったと私は思っております。今、高山教育長が言われたように、社会教育というのは生まれてから死ぬまで教育です。その中で、やはりこの学校ということで、とても南幌町にとってはこの統合というのは賛否ありましたけれども、結果的には町民が一つになれたことで私の中ではよかったのかなと、そういう思いで最近日々過ごしております。これからはまた社会教育を通しまして、子どもたちをまたみんなで見守っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

議 長
佐藤(妙)議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に6番 佐藤 妙子議員。

本日は、2題の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

公民館図書室の役割について。日本の公共図書館の数は増加傾向にあり、小規模町村にも設置されるようになりましたが、いまだ図書館未設置の町村は多数存在しています。平成20年度社会教育調査によると、全国の図書館設置率は町では59%、村では22%と町村の設置率が低いとされています。その多くは、公民館図書室が公共図書館の代役あるいは図書館のネットワーク的な役割を担っており、町として、とても重要な施設であることは言うまでもありません。

まさに我が町も図書館設立の熱い期待もありましたが、現在は公民館図書室として機能しています。学校教育、幼児教育の読書活動事業で我が町は、他市町村に自慢できるすばらしい取り組みをされています。今年3月には、20年にわたる子どもたちへの読み聞かせや人形劇、パネルシアター、ブックスタート、エプロンシアターなどの取り組み、学校での朝朗読の成果が評価され、図書室読み聞かせサークルが空知管内教育実践表彰を受賞されています。このように南幌町が掲げている子育ての町が住民の中に浸透し、地域で子どもを育てていこうという思いが広がっています。

今や電子書籍やインターネットでの情報通信が時代を駆けめぐっていますが、このような時だからこそ読書環境が子どもだけではなく、心

に潤いをもたらし、自身を高めていくために大人にも必要な社会環境になってくるのではないのでしょうか。

そこで、我が町の公民館図書室の事業について教育長に伺います。

1、図書室運営に当たり、今後さらに利用者の増加につなげるために利用者が借りたいと思う新刊書、ベストセラーの選定が必要と思われませんが、新刊書の選定方法と選出される方はどのような方たちで行われるのか。

2つ目に、過去に図書室に購入してほしい本のリクエストを受け付けていたましたが、今後再開する予定はあるのか。

3番目に、図書室事業のスタッフのサポートとして、今後、図書室ボランティアの導入も必要と思いますが、どのようにお考えか。

以上、3点について伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

佐藤妙子議員の公民館図書室の役割についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、現在、新刊書の選定につきましては、株式会社図書館流通センターから送付される週刊新刊全点案内を中心に選定しているほか、新聞やテレビなどの情報を収集して話題性のある図書も選定しております。また、その選定に当たっては、図書館司書の資格を持つ職員と、図書室の委託指導員が中心となり行っております。

次に、2点目のご質問ですが、初めに、本のリクエストを休止した経緯でございますが、リクエストの内容が一般大衆的なものが少なく、一部の傾向や種類に偏ってしまうことが多かったため、限られた予算の中では、なかなかその要望にお応えすることが難しいことから、現在は休止しております。しかし、今後におきましては、従前のようにリクエストカードを提出していただくという形ではございませんが、受付で要望などをお受けする環境を整え、利用者のニーズに可能な範囲でお応えして参りたいと考えております。

最後に、3点目のご質問でございますが、現在、図書室事業につきましては、読み聞かせサークルの皆さんと委託契約を締結し、読み聞かせやブックスタート事業などを実施しております。また、一部、図書室内の装飾など、読み聞かせサークルの皆さんがボランティアで行っていただいております。今後、図書室事業などの啓発を行いながら、協力、サポートをしていただける方々や、サークルの出現などに期待をしているところでございます。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

図書室を利用される方は、生活に潤いを求めて心豊かな時間を過ごすために目的を持って来られる方や、散歩の帰りがけや通りがけに図書室に寄りたい方など、さまざまな形で利用されます。本町の図書館はどこにあるのかと、新しく引っ越して来られた方に、よく聞かれます。外からでもわかる表示板の設置とか、転入してきた方が役場で手続きの際、転入届の手続きの際ですね、窓口で公共施設がよくわかる地図などを手

渡して差し上げる時も、ただ差し上げるだけではなく、どうぞご利用くださいとか、図書館施設はこちらですとか、小さなお子さまがいる方には絵本もありますと、一声かける配慮が欲しいと思います。先ほどの議員の質問でもございましたけれども、町の人口減を抑えるためにも、まず職員が明るく声をかけていただくと、初めての土地で不安な住民も不安な方も安心して、これも町のアピールにつながると思います。

本町では、毎回、先ほどの図書なんですけれども、毎回多くの新刊書を購入されております。中には専門性の高い書籍とか、興味が薄くタイトルを見ただけで素通りしてしまう本も多くあり、ベストセラーになり、皆さんが読みたい本というのが少ないとの住民からの声がございました。確かに個々人によっては興味のある本はさまざまでございますけれども、公共の図書館施設ですので、1人でも多くの方が利用しやすいように新刊書の選定は重要かと思っております。これまでのように、少ないスタッフでの図書選定は幅広い年代層の要望に応えるには少々難しい部分もあるかと思っております。ぜひ、選定者の改善も必要かなと、そのようにも感じております。やはり多くの住民が納得し、喜んで足を運んでもらうためには、読みたい本が読みたい所にあるというのが大切です。より住民の声を聞くために、図書のリクエストですが、これからも前向きに検討していただけるというお話しでしたけれども、以前は1人1年間5冊という、そういう決まりがあったようにお聞きしました。1年間5冊という形ではなくても、せめて1人が年間に1冊限定とすることで、幅広くリクエストにも応えていけるのではないかなと、そのように思います。

本当に公民館というのは、町の顔でもございますし、図書館も町の文化的振興を図られる、そういう施設です。図書館ボランティアを募集して、本の貸し出しとか広報づくり、また製本、図書購入の時の意見など、書庫の整理、運営のできる範囲の本当にお手伝いということでもいいと思います。また、その中で地域とのつながりも生まれますし、また、定年退職された方は、第二の人生を迎える方は人のために役立ちたいと、そのように考えている方も多くいらっしゃいます。そういうことから、これは本当によいきっかけになるのではないかと感じております。先ほどの読み聞かせサークルもありましたけど、先ほどお話ししましたようにいろんな多方面で活動されております。また、この読み聞かせサークルと図書館業務とは別のボランティアという形の方がいいのではと、そのように感じております。

また、去年は大型絵本や新しい図鑑など、多くの図書を購入いたしました。大型絵本などは小学校や公民館で大変活用されていますけれども、新しい図鑑などは図書館の奥の隅の目立たない所に並べられてありまして、本当に利用されにくく、大変もったいないなと感じました。来られた皆さんが本当に一目で読みたいと思う、そういう図書館の工夫も今後必要と思われれます。

そこで、3点に絞って再度お伺いしたいんですけれども、1点目は、今後の図書室所在地のPRや表示板設置のお考えがあるかどうか。また、

議長
教育長
(再答弁)

2番目として、新刊図書の購入方法の考え方について。3番目、図書室専門のボランティアの設置について町で募集はできないのか。この3点でございます。

教育長。

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。いろいろお話しをいただきました。昨年6月の定例会でも佐藤議員の方から図書室の関係についてご質問を受けました。そういうことをも踏まえながら、あるいは利用実績も踏まえて、本年4月から開館時間については10時からということで、利用者の方、特に子どもを持ったお母さん方が昼間に来た時に開いていないという状況を解消するような形の中で、取り決めにさせていただいているのも現状でございます。

それと、質問の中身の今後のPR、看板等の設置ということでございますが、先ほど言われました、町内の転入された方、そういうものについては今後、担当部局と十分連携を取りながら、そういうものの位置図を示したことは、これは事務方で十分できることですので、前向きに考えていきたいと思っております。それに、PR看板、そういう物については現状としては、それなりに看板は設置していると思えます。ただ、どうしても皆さん方がわからないという部分があるかもしれません。そんなことも含めてどういう形がいいのかも内部で考えたいと思えますし、もし、そういうわからない町民の方がいたら議員の方からも、そういうPRの方もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、新刊図書の選定の方法ということでございますが、現状として先ほど答弁したとおりでございます。その中で、利用される方からの要望等も今まで以上に聞きながら、何せ限られた予算の中ということがございます。そんなことも含めて、今よりは多少よくなるような形の中で執り進めをしていきたいと思えます。ただ、南幌町の場合は、図書館ではなくて図書室ということでございます。どうしても専門書的なもので借りに来られた方が不便を感じるということであれば、近隣あるいは道立図書館との連携も図っておりますので、そういうものとも連携を深めて、なるべく利用者に不便をかけないような形で対応して参りたいというふうに考えてございます。

それと、図書室事業のボランティアの関係でございます。ボランティアの関係につきましては、社会教育の方で学校支援ボランティアだとか、そういういろんな形のボランティアを募っております。現状としては、なかなかボランティアの方の申し込みが少ないという状況でございます。あくまでもボランティアというのは、行政が話題を提供することまでは必要ですが、行政からあまり過激な勧誘というのはいかなるものかなというふうに思います。ですから、先ほど同僚議員の質問にお答えいたしましたますが、やはり総がかりで教育活動に参加をしていただくという形の中のそういう取り組みが必要だと思います。そんなことも含めて、これから社会教育も含めて、そういう事業の中身ももっとPRする必要があるのかなというふうに思いますので、そんな方向で考えて参りたい

と思います。

議長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ご答弁ありがとうございます。本当に小さな施設であっても、住民が立ち寄りた場所があることは町の活性化にもつながると思います。6月13日の北海道新聞に旧南幌小学校跡が生涯教育センターとなり、図書館機能を持たせるという記事がございました。今後ますます町の図書施設としての役割は重要になると思いますけれども、教育長が掲げる地域全体で子どもを育てる体制づくりも公民館図書の大きな役割だと思いますが、今後、南幌町にとって、この公民館図書事業の役割を教育長自身、どのようにしていきたいとお考えか、最後にお伺いいたします。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

公民館図書室の役割をどういうふうに認識されているかというご質問でございます。非常に難しい質問だと思います。佐藤議員が言われるように、いろんな各世代、各層の方が気軽に寄っていただいて、時間を有意義に過ごしていただくという、そういう場所というのが確かに必要だと思います。社会教育の聞き取り調査、あるいはアンケート調査の中にも出ておりますが、公民館が一番いい場所だという答えを書いている町民の方が結構おられました。そういうことも含めて、図書室だけではなくて、公民館も会議として使用されていない場所については自由開放ということも昨年からしております。ですから、やっぱり通っていただいて評価をしていただくと。いいものであれば口伝えで伝えていただく。いいものは、やはり自分だけのものにしないで伝えていただくということも、ある面では必要ではないかなと思います。ですから、公民館図書室の思いというのは、気軽に皆さんが立ち寄りいただける場所、そういう形の中で改善できるものは改善して参りたいというふうに考えております。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。

町税等のコンビニ収納について。現在、多くの自治体ではコンビニ収納を取り入れています。隣町の長沼町、栗山町でも本年から始まりました。今や住民の生活スタイルも多種多様化していることから、本町の収納形態の改善も必要かと考えます。平成25年度までの南幌町自立緊急実行プランでの自己財源確保に向けた取り組みにおいて、滞納整理等の強化の検討項目として、コンビニ収納及びカード決済による収納の研究とあります。

また、平成23年度の同プラン実施計画によると、コンビニ収納及びカード決済による収納の研究、電算システム更新に多額な費用がかかることから費用対効果が不明確なため、さらに研究を行うとあります。そこで、現在の進捗状況と、今後どのような形で進めていくのかを伺います。

議長
町長

町長。

佐藤議員からの町税等のコンビニ収納についてのご質問にお答えい

たします。

現在、町税や使用料などの公金の収納につきましては、納付書により直接金融機関などで収納する方法と、指定口座から引き落とす口座振替制度、さらには、休日・夜間窓口での納入、こちらから出向く個別訪問徴収によりまして、納入者の利便性を考えた収納方法を行っているところでございます。

ご質問のコンビニ収納につきましては、金融機関の週休2日制の導入や、共働き世帯の増加など生活様式が多様化するにつれて、納税者の利便性を図る必要性が高まり、収納窓口の拡大を目的として平成15年に地方自治法施行令が改正されまして、コンビニ収納が可能になったものでございます。道内でも札幌市をはじめ平成23年7月現在、25の自治体が導入しております。この納付方法では土曜日、日曜日、祝日を含め24時間納付可能であり、コンビニエンスストアといった大変身近な場所で納付ができることでは、住民サービスの向上、利便性の向上につながるものと認識しております。

また、南幌町におけるコンビニ収納に対する取り組みとしましては、南幌町自立緊急実行プランにおいて滞納整理などの強化、町税などの徴収対策として平成22年度から継続して検討しているところであります。その中での主な課題としましては、1つに、電算システム導入と既存システムのサーバーの改修、納付書様式の変更に多額の費用を要すること。2つに、コンビニ収納の1件当たりの取扱手数料が63円程度かかり、口座振替手数料に比べ高額であること。3つに、使用期限を過ぎるとコンビニでは納付できないこと。4つに、町への入金に関しまして、現状の町内金融機関では納付後2日ほどで入金されますが、コンビニ収納では、最低7日間要することがあり、費用対効果では期待できない面もあります。しかしながら、現在の社会情勢などを踏まえ、コンビニ収納の導入は必要と考えているところであります。従いまして、今まで担当で検討して参りましたが、今後におきましては、導入に向けて庁内の関係部署で検討組織を立ち上げ、課題の整理や調整を行い、総合的に判断して参ります。町としましては、ご指摘いただいたように、納税しやすい環境づくりは町民にとって大変重要なことでもありますので、既に導入している自治体の状況などを調査し、導入について検討して参りたいと考えております。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ご答弁ありがとうございます。コンビニ収納は、多くの公金の収納に採用されておまして、長沼町では国民健康保険、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町民税、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険、農業集落排水事業受益者分担金、町営住宅使用料、下水道料金、このような項目でコンビニ収納がされております。上水道料金につきましては、南幌町と長沼町、2町の一部事務組合として取り扱われているのでコンビニ扱いができず、長沼町民からも、上水道もしてほしいとの声もあるようでございます。将来、南幌もコンビニ収納が可能になれば、長沼と

一緒に上水道のコンビニ収納の可能性もあるのではないのかなと思っております。また、以前に夕張太のセイコーマートにJ AのATMがありましたので、振り込み支払いも可能でございましたけれども、現在は設置しておりません。それで、地元の方たちは役場や銀行に、離れた地域なので、本当にコンビニでのサービスがあると便利だという、そういうお声もありました。また、現在行われております口座の振替も、町税、住民税、上下水道で行われておりますけれども、先ほど町長もおっしゃられたように、今、契約社員、非正規社員、また、パートなど、そのような形態でお仕事をされている方も多く、勤め先が変わる度、特に主婦のパートなどはそうなんですけれども、勤め先が変わる度にその口座が変わるので毎回手続きが大変だと、そのような声も聞かれています。本当に町外にお勤めの方は、収納時間内に役場、銀行には間に合わなくて、コンビニであれば日本中のどこのコンビニであっても時間を気にせずに収納ができます。買い物ついでに気軽に支払うということも、それも収納率につながっていくのではないかなと、そのように感じております。先日、夜の11時過ぎなんですけれども、町内のコンビニに立ち寄ったところ、並ぶほどのレジ待ちで、買い物と一緒に振り込みで支払いされておられる方もありました。こんな遅い時間まで南幌に人が集まるのかと、本当に驚きでございました。町で実施しているインターネットでの電子申告とか、また休日や夜間収納とかも、役場に行くよりもコンビニの方が利用しやすいのは事実かと思えます。また、住民の声なんですけれども、近隣市町村のほとんどがコンビニ収納ができていますけれども、南幌は財政が大変だから何でも我慢しなくてはいけない町なんですと、最近来られた方の正直な声でございます。もう一度、さまざまな収納サービスが本当に町民ニーズに合っているのかどうか、再度検討する必要があると思えますが、ここのところはいかがお考えでございますか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。コンビニ収納、それぞれ今、自治体で執り始まっているところであります。我が町も検討しているということで、先ほど答弁させていただきました。単独でやると相当お金がかかります。うちの今、自立緊急プラン実行中で住民負担をいただいている中で、この部分を高額に今かけていいのかどうか。当然、何年か先にはシステム改修がございます。そういう部分でやりますと、長沼町、栗山町は多分システム改修に合わせてやっていますから、これだけに特化してコンビニ収納システムを変えたということではないと思えます。そんな意味で、うちで検討するというのは、そういう時期が当然迫って参りますので、そういう部分で今後やっていきたいなと。ここは、コンビニ収納というのは、あくまでも住民サービスと利便性の向上、佐藤議員も多分調べていただいていると思えますが、やった自治体で収納率は上がっておりません。滞納も減っているわけでありません。ただ、利便性、住民サービスの問題でいきますと、それは便利のいい所でやっていただ

くというのが一番だと思います。私どもは滞納にならないように、できるだけ口座振替をお願いしているところであります。そして、みんなでまちづくり、税金を払ってやっていただく。ほかのところにお金をかけていくべきじゃないかなというふうに私は思っているんです。ですから、検討にこれから入るといのは、先ほど言ったように、そういうシステム改修をした時に、すぐ一緒になって、総額でやっていきたいなというふうに。これ、単独で、うちが今年からコンビニ収納をやるといったら数千万円かかります。今、それだけかけていいかどうか。そんな調査もしていただいたら収納率は伸びていないということでございますので、できるだけ利便性、住民サービスの向上を将来に向けて図っていきたい。ただ、自立緊急実行プランの中では、これを今すぐ導入するというのは非常に厳しいのかなと。そんなふうについて、今後について今検討して、早目に導入できるように考えていきたいなと、そんなふう考えております。

議長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

今、ご指摘のとおり、このサービスというものは費用対効果、また投資負担とか手数料の問題、いろんな問題もあるということは重々、認識しております。本当に町としても大きな財源負担になるということですが、今でも、今後、私たちの暮らしにも本当に影響が出てくると思います。今後、先を見据えた投資も、これからは考えていくべきではないかなと思います。町の税の収納率向上と、町民にやさしいまちづくり、これは、町長も常々おっしゃっておられます。また、本年度の町政執行方針の中では、少子高齢社会の急伸とともに、新たな行政サービスのニーズに対し、より専門的な対応が求められている、行政サービスの効率的かつ質的向上を目指すとありました。住民にとって、コンビニの利用はもちろん、財政抜きには考えられませんが、我が町の大変な財政状況の中での緊急自立プランは、南幌町が今こそ一つになって建て直そうという、大きな再生計画です。その中で、何度もコンビニ収納が検討項目として継続されているのは、厳しくても実現したいという思いがあると私は受け止めております。このシステムが、厳しい財源を考え、費用対効果を本当に重視されているということも重々わかるんですけれども、再度、町民の利便性を考えた先見性ある投資として、今後お考えになっていくのか、もう一度町長にお伺いいたします。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。先ほど申し上げたように将来に向けて検討していくというのは、システム改修が当然、今の電算機器に出てくるわけであります。その時に一緒に合わせてやれるように、今から調査や研究をしていくということでございます。私は、今、町民に負担をいただいている部分、早期に解消をしたい、その思いで今年から固定資産税も前倒しで一部、来年度から元どおりの標準税率にするという、それ以下まだ何点かございます。それを早く住民の皆さんに、この町に住んでも同じような公平を保てるように、ようやく我が町も少

しずつ改善、これは町民の皆さんのご協力をいただいて、ここまで来たわけであります。ですから、そのことを踏まえながら住民サービス、利便性、あるいは費用対効果も含めて、これから検討していくというところであります。近い将来には多分そういう問題が出てくる、そのために、それから研究するんじゃなく、そういう時が来た時に速やかに入れるような体制づくりを今後進めていこうということでございますので、ご理解いただければと思います。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で10時50分まで休憩します。

(午前10時40分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今日は、町長と教育長に1問ずつ質問させていただきます。

1番目です。再生可能エネルギーの取り組みについて。5月5日に北海道泊原発が定期点検に入り、国内のすべての原発が停止しました。しかし、現政権は大飯原発を再稼動して、今、実際に行われています。多くの国民の反対を押し切っています。福島第1原発の事故以来、国民の脱原発を求める声は高まっています。

本町では、地域新エネルギーの推進に向けて、稲わらペレットや太陽光発電、ペレットストーブへの助成を行うなど、積極的な取り組みがなされています。さらに進めるため、次の施策について町長の考えを伺います。

1つ目は、町内の街路灯をLED電球に切り替えることが必要と思いますが、その計画がありますか。

2つ目、現在、あいくるにおいて太陽光発電設備を設置しているが、年間の発電量と売電量はどのような数値になっているのか。また、施設ですべて電力を賄う事ができているのか。今後さらに能力の高い設備に変えていく考えはあるのか。

3つ目は、町内で地域環境の保全と循環型社会を築いていく必要があると思いますが、学校などの公共施設に太陽光パネルなどを設置する考えがあるのか。この3点を伺います。

議 長

町長。

町 長

熊木議員の再生可能エネルギーの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町では、エネルギーの多様化を図り、地域環境の保全と循環型社会の実現を目的として、平成18年度に南幌町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。さらに、ビジョンで打ち出された3つの重点プロジェクトの一つである農業振興プロジェクトでは、詳細ビジョンを作成し、地域のバイオマス資源である稲わらを活用したペレットボイラーについて、現在、実証運用を行い、循環型社会づくりを目指しております。また、環境エネルギープロジェクトでは、あ

いくるへのソーラーシステムの設置、一般家庭がペレットストーブや住宅用太陽光発電システムを導入した際の助成などを行っているところでございます。さらに、普及啓発プロジェクトとしては、町民への新エネルギーや省エネルギーの普及啓発、子どもたちや町民を対象とした、新エネルギー講演会などを実施することとしています。

1点目のご質問につきましては、LEDが持つ高寿命、省エネルギーなどの利点は十分に理解するところであり、広く家庭に普及することを期待するとともに、町といたしましても、省エネルギーの観点において、取り組まなければならない課題であると認識しております。しかしながら、LED化の取り組みについては、費用対効果の検討も重要と考えることから、灯具などの価格面や経済性などの推移を見ながら、町としても地球環境保全の観点から、公共施設の省エネルギー化を含め検討して参りますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

2点目のご質問でございますが、あいくるに設置しているソーラーシステムは、新エネルギーの普及啓発について、町としての積極的な取り組み姿勢を示すことを目的として、新エネルギー導入促進基金より全額補助を受け、平成22年3月から本格稼働しています。ソーラーシステムの最大発電容量は10キロワット、これは一般家庭の2ないし3戸分を賄うとされています。発電量は年間約1万キロワットであり、あいくるの総電力量の4%ほどをカバーしているに過ぎないことから、余剰電力の発生はなく、売電するには至っておりません。なお、あいくるで使用する年間総電力量は約24万キロワットであり、それをソーラーシステムで賄うには、単純計算で現在の24倍の発電量が必要となり、それに伴う整備費も多額に及ぶことから、現状では増設などは困難と考えております。参考までに、システムを導入したことにより、どのくらい電気料金が節約できたかにつきましては、発電量や電気料金の変動にもよりますが、1年間で約18万円ほどと推計しております。

3点目のご質問でございますが、学校という身近な場で新エネルギー利用の姿を見せることは、子どもたちが地球環境に関心を持ち、自らできることを考え、先端技術に触れるということでは、大変大きな意義があると思うところでございますので、1点目のご質問でお答えいたしました検討に加え、環境教育などの視点もございまして、その取り組みについては関係機関との連携の上、町総合計画の見直しの中でも検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

1番 熊木 恵子議員。

只今、答弁いただきました。LED街路灯については、今後検討するというのと理解していいと思うんですけども、LEDをもう既に取り入れている自治体が多く生まれています。私も、いろいろインターネットで調べたり、北広島などは全部はできないので一部取り入れながらというふうに計画を立てているという所も伺っています。それで、電力が不足するというので、盛んに一般家庭にもLED電球に切り替えるということなども宣伝もされています。そこで、町内会とかで負担して

議 長
熊木議員
(再質問)

いる所ではなくて、町が所管するというか、その街路灯は町内で何個というか、その個数をわかれば教えていただきたい。それから、それについてその予算というか、どれぐらいかかるものなのか。今、LEDに切り替えるには、街路灯もすごく金額の差が大きくて、いろんな業者が扱っています。電球だけではなくて、設置するすべてを取り替えるということになるので、かなり高額だというふうにもなっているんですけども、やっぱり計画を組む上では金額もすべて出しながら、それでは何年間で切り替えていくというような具体的な計画が必要かと思います。その辺をちょっと具体的に伺います。

また、あいくるの件で質問いたしましたけれども、正直、もう少し電力がカバーできているのかなと思ったら4%ということで、かなり低いなと思います。これは広報とかにも載せて、実際にあいくるで、この施設でこういうことをやっていますよ、ということで町民にも啓蒙していると思いますけれども、なかなか知らない方も多いと思います。私も2年ほど前でしたか、議会の町内視察の中で実際に現地を見て、あいくるに入った時に、画面で今こういうふうになっているということがわかるというふうになりました。それで、せっかく付けたのであれば、確かに金額的には、さらにそれを機能アップするにはお金はかかりますけれども、もう少し賄えるぐらいに高めていくための計画をするべきではないかなと思います。せっかく付けても4%ということでは、どうしようもないんじゃないかなと思うんですよね。あいくる自体が、お風呂の機能だとかいろいろで、ほかの公共施設よりは多く電力を使うとは思いますが。だからこそ、そこでは、こういうことで賄っているんだということにつながるようなことが必要ではないかと思いますので、そこをちょっともう一度、考えを伺いたいと思います。

それから、公共施設についてです。私、太陽光というふうに質問しましたけれども、公共施設の場合、災害の時の避難所とかそういう形になります。そうなった時に、やっぱり3.11の昨年の震災以来、いろんな自治体でも前向きに検討して、切り替えられる物は防災の関係でも切り替えたり、計画を組んでいるという状況です。うちの町もその辺の計画は、昨年の一般質問の中でも答弁されて、計画を組んでいるということですが、太陽光をはじめとして地中熱とかいろんな形で今、取り組みがされていますけれども、そういうのをやっていく考えがあるのか、そこをちょっともう少し具体的に答えていただきたいと思います。

また、以前、質問した時に、町民に啓蒙していくということで、勉強会というか、子どもとか一般町民に向けて、研究者とかを呼んで、そういう学習会みたいなものを開くということなどを答弁いただきました。今の答弁の中にもその計画があるということですが、もし具体的にそれがもうお決まりでしたら、それも示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長
町 長

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。まず、LED、2、3日前

(再答弁)

もマスコミに出ていたと思いますが、非常に性能自体にばらつきがあるというか、JAS規格ではないんですよ。買ってすぐ切れたり、なんぼももたなかったりと、その寿命性をうたわれているんですが、非常に不透明であります。今、それをJAS規格に統一して、LED化を進めようという国の動きも出てきたようでもありますので、そういう部分も含めていきますと、今、即LED化というのはちょっと難しいのかなと。現在、南幌町の街路灯370基ございまして、電気料で約400万ぐらいであります。これを全部LED化に変えていくということになりますと、当然、安定器から球から全部であります。1基当たり、今、しているのが1,000ワットという部分でいきますと、42万円ぐらいかかるのではないかなと。そういう見積もりの仕方をしております。当然、厳しい分野であります。それと同じワット数、今の白熱球のワット数とLEDでは全然違います。そういうことも十分考えながら、もう少し精度が上がって取り入れた方がいいんじゃないかなと私はそういう思いをしております。今、本当に即入れなきゃならないものかということには、不安定要素が非常に付きまわっている、私自身そういうふうに思っております。せっかく町費を使うわけありますから、やるからにはやっぱり安定的に、しっかりした物を付けていくべきではないかなというふうに思っております。

それから、太陽光の発電システム、あいくるで皆さんにもお話ししたと思いますが、あれだけで1,500万円です。たまたま補助事業に乗っかって、全部そっちで賄わせていただきました。それ以外に、町が独自でやっていくとなったら相当な多額の今、費用がかかるということでもあります。国の事業やら、北海道の事業だとか、これから出てくるかと思えます。それらを見ながら、うちの公共施設で何かとして取り入れるものがあるれば、また考えていきたいと思えますが、何も無い中でうちが単独で今、これ以上増やすというのは、先ほどの同僚議員からのご質問にもお答えしましたけども、今、町民から負担を願っている間は、余分な分はちょっと難しいのかなと。それを解消した後に、どれからやるのかというふうに考えておりますので、私自身は、まだまだそこに行く我が町ではないのかなというふうに感じておりますが、将来に向けては、やっぱりそういうことも視野に入れながら、あるいは今ご指摘いただいた災害対策、そうしたら災害対策に太陽光が本当にいいのかという話になると、またいろんな問題が出ます。ですから、太陽光だけじゃ全然賄えないし、災害になった時に太陽光の所がだめになった時、どうするんだというまた問題もあります。二重、三重のことを考えていかなければなりませんので、各地で災害対策のために必要電力、大事な公共施設、それに対応している今、いろんなことをやっておられますので、それらを参考にしながら災害対策については別途また考えていければというふうに思っています。

それから、町民あるいは子どもたちという部分で、今、子どもたち、小中学生については、6月29日に開催を予定しているところでありま

す。一般町民については秋以降、また考えていくということの計画で今やっておりますが、そういういうことをしながら、子どもたちの環境づくりに携わる、そういう部分を学習していただく、あるいは、今後町民のためにそういうことも考えていただくために、どうあるべきかということのお話しを聞く機会、これはしていきたいものと思っておりますが、いろいろ全国的に導入した所、いろんなことを今慌てて入れて、また再度費用がかかっている所もありますので、そのことを十分理解しながら、進められるものは検討していきたいと思っておりますが、そのことをお伝え申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

町内の街路灯の数とか、それはわかりました。それで、1つお聞きしたいんですけども、あいくるの補助事業で行っているということでは、それは追加の補助事業とかそういうようなものはないのか、それを国に要請するとかそういうことを考えておられるのか。せっかく補助事業でやったものが、施設を賄うものになかなか到底ならないということは、やっぱり必要性を、もっと実際にやった段階でそういう声を上げていくことが必要だと思うんですよね。そういう声がほかの自治体からもどんどん上がってくれば、国としてもいろいろ追加の補助事業とか、そういうことに考えるようなことになっていくのではないかと思います。それで、その辺の検討をされたのかどうかもちょっと伺います。

また、今、最後の方でお話しありました、まず小学生、中学生を対象に啓蒙活動でやるということでしたけれども、これは学校の授業というか、そういう中で行われるのか。一般町民がそこで話しを聞くとかということではできないのか。また、具体的にどのような話をされるのかも、ちょっと伺いたいと思います。

また、LEDのことでは、いろいろ確かに先日の新聞にも性能上、まだ不安定というか、そういうことが書かれていましたし、いろんな報道もあります。しかし、積極的に取り組んでいる長野県とかも環境条例とかそういうのを施行して、県内でLEDをするためには、1つの自治体だけでは本当に数とかでも業者の言いなりというか、そういう価格になるので、一部事務組合みたいなものを作って、そこで一括購入というか、そういう形で価格を下げているという、実現している例も紹介されています。そういうのでは、私は、南幌町はこの近隣4町で一部事務組合的な機能を持っていることをやっていますので、そういうことでも検討するという方向が見えてくるのではないかなと思うんですよね。それから、町長の中で今、具体的な計画はあるのかというところでは、今現在、LEDもなかなか不安定だということで、まだ実現に踏み込んでいかないようにちょっと聞き取れたんですけども、例えば庁舎内の電球を1階フロアから変えていくだとか、そういうきめ細かなところで具体的にそういうことをやっていくという考えがあるのか。今、この再生可能エネルギーということでは、すごく注目を浴びています。私も先日、東川町で行われた小さくても輝く自治体フォーラムというものに参加

しまして、ちょっと分科会には出られなかったんですけども、そこでもやっぱり道内のいろいろ、森林とかいろんな物を使って可能なエネルギーを生み出していきながら、それを雇用に結び付けるという取り組みが積極的にされているという報告とかがありました。やっぱり国民全体で電力を自分たちで節電しながら環境を守っていくというところを、やっぱり自治体はその中心になって、町民をそういう形に変えていくというか、個人でもいろいろ関心を持ってそういうことをやっている方はたくさん今いらっしゃいます。それをさらに進める意味で、自治体が役場が中心になって、それをまず実験的に、この庁舎、ここから変えていきますよとか、あと、札幌市などでは、例えば、発寒だとか町内会をモデルケースにして、そこの街路灯を全部切り替えて、そこに補助金を出しながらというような実践も組まれています。ちょっとその辺で計画が、具体的ではないのかもしれないんですけども、そういうものを考えて検討されたことがあるのか、そこをちょっと伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。補助事業については、今まで私どもは検討させていただいて、あいくるに付けた部分については全額補助事業ということで、その後については当然、国の機関等々に普及させる、あるいは環境をよくするという上では大事な部分で、国もそれなりの施策としてやってほしいというお話しはさせていただいておりますが、今のところまだ具体的にこうだ、という話しには出てきていないというのが実情であります。

それから、子どもたちに話しをするのは、これは授業の中で取り組んで参りますので、一般の方は後で対象にした講演会を開こうというふうに思っております。

それで、LED、庁舎内を含めて、不安定な要素の中で私はするべきではないと。我が町も庁舎内、節電して、住民の方から暗いと言われていくぐらい節電しています。LEDにするとまだ暗くなります。そういう部分がございますので、私どもとしては可能な限りは節電対策、今、パソコン等の電源も落とす、そういう徹底した指示もしながら節電対策はやっております。確かにLED、メーカーのお話しでまともに100%聞くと、本当に素晴らしいことだと思いますが、結果としてかなり落ち度があって、今大変な状況になっています。ですから、早く国の規格をきちんと決めて、JAS規格をきちんと作っていただいて、そして、不備のないようにやっていくべきではないかなと思っております。その上で、私どもは検討して参ればいいと。それと、我が町の当然、先ほどもお話しさせていただいたように、財政の問題もありますから、そのことを踏まえながらやらないというのではなくて状況を見ながら、うちの町にとって合う部分でやれるものであれば、やっていこうというふうに思っておりますので、ただ、節減対策が一番いいからということではなくて、全体の費用対効果も含めて検討しなければならない、そんなふうを考えておりますので、庁舎内の節電対策はできる限りのことはやって

いこうというふうに思っております。以上です。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移らせていただきます。教育長に伺います。学校給食に南幌産の食材を最大限利用できないか。学校給食は、第5期総合計画の施策において、米どころの町として、食育や地産地消、子育て支援にもつながることから、米飯給食の回数を週3.5回、麺給食1回、パン給食0.5回で実施されています。最近、長沼町の学校給食で、地元産の小麦100%を使用し、ラーメン、うどんがすべて町内産として報道され、話題を呼んでいます。

本町でも、小麦の生産が行われており、パン給食には南幌産米粉を原料としたパンの提供も行われています。本町の学校給食の食材については、食の安全を重視し、地場産物を多く使用することにより子どもたちが南幌町の自然、食文化、食料の生産、流通をより身近に理解することや、食べ物への感謝の気持ちを抱くことを期待すると明記されています。

そこで、本町でも地場産小麦を使った麺類の提供を実現できないか伺います。また、地場産の食材の供給量は年間何%ぐらいになるのか、具体的に伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

学校給食に南幌産の食材を最大限利用できないかとのご質問にお答えいたします。

初めに、昨年度の麺給食の実績を申し上げますと、供給回数は全36回で、うちラーメン12回、うどん11回、スパゲッティ10回、焼きそば3回でございます。その麺1食当たりの平均単価は、小学生68.14円、中学生82.21円であります。なお、米飯の1食当たりの平均単価は、小学生が17.89円、中学生が23.86円となっており、1食当たりの平均単価は小麦を使用する麺食の方が約3.5倍程度高い状況にあります。現在、使用している麺の原料は道内産小麦で、一度、湯通しし、個袋化した状態の物を札幌市の麺業者から納品し、その後、学校に搬送しております。近年、本町で生産されている小麦の品種は、秋小麦は「きたほなみ」、春小麦は「春よこい」が主であり、「きたほなみ」は、うどん用に適していると言われております。集荷体制は、農協は生産者から一元的に集荷し、その後、系統に出荷しているとのことでございます。

議員の地場産小麦を使った麺類を提供できないか、とのご質問ですが、小麦に関わらず、食材が安全で安定的に確保されることが大前提であります。地場産小麦を使用する場合、農協は生産者から一元的に集荷した後、学校給食用に振り分け、製粉業者から製麺業者までの間の調整、管理等が必要になります。また、一定量以下の場合、さらに費用の問題が大きくなります。議員もご承知のとおり、昨年度より第5期総合計画に基づき、南幌産のおいしい米を食べる機会を増やすとともに、給食用米を支援する取り組みとして、米飯の回数を3回から3.5回に増やし、加えて、その米代については全額町が負担し、保護者の負担軽減を図っ

ております。

現状では、地元産小麦を使用した麺給食を実施する場合には、新たな費用等が発生し、給食費に影響を及ぼすこととなりますことから、現時点での実施は困難であります。今後、給食内容の見直し等の際には、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、地場産の食材の供給量はどのくらいかとのご質問です。昨年度の実績は、米は100%、野菜類は12.5%、味噌などの加工品については100%となっております。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今の答弁の中で、麺類の単価が予想以上に高いというか、自分も麺を買って食べていますけれども、米に比べてこんなに高いんだなということ今、実感しました。その米を作る努力というか、本当に本町の農家の方が努力されて、品質が本当によくなって、おいしいお米が南幌町でとれるようになって、みんなそれは自慢できる、町の本当に特産物として自慢できるものです。今の中でも、お米については南幌町のお米を100%利用して、さらにそれを全額、町が負担して、保護者の負担を抑えるということを実施しています。それをさらに深めるというか、そういう意味で、うどんとか麺類もパンも、パンも米粉を使ったパンとかも提供とかされていますけれども、そういう形で、南幌でとれている物は本当に100%使って、それを学校給食で全部、南幌町で賄ってあげられるんだというぐらいのことができれば、子育ての町、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたように、子育ての町、南幌として、大きく広めていけると思います。長沼の麺、学校で給食ということで、すごい話題性がありまして、新聞にもたくさん載りましたし、テレビの番組でも報道されました。この1つ取り上げたことがこれだけの話題性を持つということは、私はやっぱりそれだけ今、食の安全ということに対しては多くの方が関心を持っていると思うんですね。いろいろ、事前に町長ともお話しをさせてもらったんですけども、なかなか小麦の量というか、作っている量とかも近隣でも違いますし、長沼と一緒にではないということも話しは聞きました。しかし、隣の町でできていることが自分の町でできないのかという思いは、私だけではなくて、ほかの方もきっと持っていると思うんですね。それで、うちの町には製麺工場があります、工業団地の中に。今のお話しですと、札幌から麺が入ってくるということなんですけれども、この際、南幌町の札幌製麺ですか、そういう所から学校給食に入るようなシステムに変えることができないのかということ、まず1点伺いたいと思います。

また、量の関係で、先ほど安心安全のそういうものをやるには、やっぱり量の確保も大切だということをおっしゃったけれども、南幌町の小麦の生産割合というか、どれぐらいの、先ほど、「きたほなみ」とか「春よこい」とかそういうものを主に生産しているということでしたけれども、概算でいいんですけども、どれぐらいの量を南幌町は小麦を作っ

ているのか。それが、学校給食の麺、米飯に比べて少ないですよ。それが、今の学校給食の中で小学生、中学生までを1回食べるのにどれぐらいの量が必要で、それが全く賄い切れないものなのか。それから、今現在は無理であっても何カ年計画の中でやっていくという方向を考えられないのか。その辺、ちょっと具体的に伺いたいと思います。先ほど来、自立緊急実行プランがあるからいろんな形で、私も、今までも質問している中では、財政に絡んだことを質問すると必ずその実行プランがあって財政が厳しいということをおっしゃられます。そうなんだけれども、やっぱり今、町民にとって何が大事か。本当に将来を担っていく南幌町の子どもたちを育てていくというところでは、やっぱり思い切った決断というか、やっぱりどこにお金を本当にかけるんだということが必要だと思います。その辺で、町長にも伺いたいんですけども、その辺で町長はそういう給食に対しても考えが、町長も農業をやっていた関係もありますので、農に対する思いとかも大きいと思うんですけども、その辺で町長の考えもちょっと伺えれば良いと思うんですけども、お願いします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

それでは、私の方から答えられる分、それと細部につきましては担当課長の方から答弁をさせていただきます。まず、南幌の工業団地の中にもそういう製麺業者さんがあるということの中で、そういう方を利用した形の中で、提供はできないかという部分があります。これについても、当然、行政の方に物を納入する場合については、それなりの手続きを踏んでもらって、量的なものが確保できれば、当然、その中の業者になり得るといような考え方を持ってございます。さらに、小麦等、特に地場産の野菜もそうなんです、南幌町独自でやろうとしても無理な部分がございます。あくまでも農協さんとの連絡調整、農協さんとの協議の中で、進めて可能なもの、あるいは実現不可能なものも多分あると思います。議員言われるとおり地元産の物が多く消費されて、子どもたちにそういう物を知っていただくということも非常に大切だと思っておりますので、そういうものも含めて、農協さんとも個別な協議をさせていただきたいというふうに考えております。なお、小麦の児童生徒の消費量等につきましては担当課長から答弁させていただきます。

議長
生涯学習課長
(再答弁)

生涯学習課長。

本町におきます小麦の作付けの状況でございますけれども、秋小麦が約1,600町でございます。それで、春小麦が約20町の状況でございます。なお、春小麦の「春よこい」という品種でございますけれども、これがラーメン用に適しているということで言われてございまして、この春小麦につきましては、なかなか収量、また、生産量も安定しないというようなことで、なかなか麵化まではいかないというのが実情でございます。給食した場合の小麦の量でございますけれども、本町の場合、1回おおむね、児童生徒それと教職員合わせて700食でございます。製粉にした場合、約100キログラム程度でございます。仮に1学期分、

現在、学校給食としてうどんは月に1回程度の割合でございます。1学期分にすると、4カ月合わせると400キログラム、その歩留まりを考慮しますと、歩留まり大体55%ほどと聞いてございますので、約720キログラム、年間で換算した場合は、小麦原料で2.2トンほど必要になってくるのかなというふうに思います。なお、農協さんによりますと、製粉業者に小麦原料をつなぐ場合、おおむね1トンほどが取引の相場となっているというようなことを聞いてございます。以上でございます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

通告分ではなかったんですが、ちょうど今、関連で小麦の関係でお話しさせていただきますが、特に野菜も小麦も含めて、PL法の問題も当然でございます。直接、農家からという問題もあったんです、前は。でも、PL法が出来て非常に難しくなったということでもあります。そうすると今、教育長あるいは課長が言ったように、ある程度ロッドが確保されないと非常に供給、その分が町なり、いろんな団体が負担しなければならない。先ほどお話しがあったように、うちに製粉業者があればまだいいんですが、製麺業者だけあってもだめなんです。製粉業者がないと、非常に難しい問題がある。その間、保管をしていただくという部分もありますし、当然1年前の物を製粉したやつを1年後に食べさせる、そんな話しにはならないと。子どもたちに特に食べさせるわけであるから、できるだけ旬の物を食べさせてあげるとというのが実態かと、私はそんなふうに思っています。小麦は、ラーメンが子どもたちに人気があるんですが、先ほど課長から話しがあったように、春小麦については非常にうちは面積が少ない。それから、ここ数年、いい物がなかなかとれていない。従って、ロッドに見合う部分が非常に少ない状況であります。そうしたら、秋小麦に代わる物があるかと言ったら、ようやく今、新しい品種が出てきて、町内でも少し試験栽培されていると思うんですが、新しい品種が、それはラーメンに適している。名称で言うと「ゆめちから」だと思んですが、ちょっと確認とれていませんが、新しい品種と言ったら「ゆめちから」だと思しますので、その品種が出てきておりますので町民向けと、それから学校向けとうまくマッチして、ある程度ロッドが毎月確保できればこれは可能かと思いますが、それが新しい品種が来たとして、なかなかそういう問題があって非常に難しいのかなと。町民還元用に提供するという部分はある、それは一時はできますが、ずっと毎月、そんな話しにはならないと思うので、そういうことも考えながら、どうすべきかということは考えていきたいと思いますが、今、何もしていないんじゃないかという話ではありますが、町としてはできる範囲で医療費の助成もさせていただいたり、米の助成、給食費を高騰させないように原材料のお米については町がもっていたり、細かいことではありますが、私どもの今の体制の中でできる部分をさせていただいているということでもあります。思いは、やはり町内でとれたものを町内で食べていただくような手法が何とか取れないかと、過去にもいろいろやってきたん

ですが、やはり安全性という問題が追求されると非常に難しさが出てくるということから、なかなか現実には、先ほど教育長が答弁した数字にしかなっておりませんが、可能な限り子どもたちにやはり地元産をできるだけ食べていただけるような工夫も考えてみたいなど、そんなふうに思っています。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

通告外で申し訳ありません。それから、町が何もしていないということをおっしゃっているつもりは全くありません。いろんな形で施策もやっているということは十分認識しています。その中で今、課長の方から、例えば、1回に700食、1回に使う小麦の量というところでは、100キログラムぐらいということで、それを1学期やった場合ということで今、計算を出していただきました。今、町長が言われたように、製粉工場がどうか、という形になると本当に大掛かりで、何も前に進まないと思うんですよね。けども、江別に、近くに大きな製粉工場もありますし、それをやっぱりJAと協力してというか、そこに依頼しながら粉にしてもらって、それがやっぱり南幌で、先ほどの定住化のことで質問された議員と一緒になんですけれども、やっぱりこの南幌町の環境のよさというのは、子どもたちにもやっぱり伝えていながら、自分たちもやっぱりこの環境を、いい環境にたくさん人が住んでほしい、これ以上、人が減ってほしくないという思いが根幹にあります。そういう中で、学校給食を豊かにするということは、やっぱり前にも一度質問しましたけれども、南幌町の給食がいいから、おいしいから、安全だから、やっぱり子育てはこの町でしたいという、そういうふうに思ってくれる方が、一人でも二人でも住んでくれるということが大事なことだと思います。先日も南幌、1校になった小学校の運動会に行きました。温室の所にバケツ稲づくりのバケツが並んでいて、やっぱりそれもばらつきがあって、伸びているのもあれば、まだ短いのもあればという形で、そういうのも見せていただきました。町ではやはりバケツ稲だけではなくて、学校の水田とかいろんな形で取り組みをされて、地域の方の応援もいただきながらやっています。何よりも子どもたちが通学路の所に田んぼがあって、野菜を作る農家さんが居て、ということやっぱり都会では全く味わえないことですよね。だから、その環境を最大限生かしたいという思いがあります。それで、1回に使う量とか、1学期に使う分だけとかとなったときに、今町長の方から新しい品種も作られているということも伺ったので、例えば、それを秋にその品種、たくさんとれて、それをまず1回分だけでも実現していくというか、そういうような形で、まず小さいところから始めていくということではないかと思うんですよね。将来的には小麦を粉にして、そういう製粉工場だとかができるのであれば工業団地がたくさん空いていますし、そういう所に雇用促進にもなる、町民がそこで安心して働ける、そういう場の設立にもなっていくのではないかと思います。だから、そういうことも将来につなげる意味で考えていってはどうかと思います。その考えを、できないと言

われるかもしれないけれども、ちょっと伺いたいと思います。

それから、野菜の供給率というか、それが12.5%と先ほど答弁いただきましたけれども、南幌町でいろいろ品目をたくさん作っていて、確か以前、50品目ぐらいの野菜とかお米とかいろいろ作っているというお話しでした。それで、この12.5%をもう少し増やすことはできないのか。以前、南幌町で今たくさん作られているブロッコリーが冷凍物だったという話を、私、1期目の時に質問させていただきました。それで、目の前でおいしいブロッコリーがたくさんとれているのに、なぜ冷凍なのかと疑問を抱きました。そしたら、やっぱり虫が入っているのは困るということで、それには人手がかかるということもあって冷凍を使っているということでしたけれども、私はやっぱりそういう時に臨時の職員というか、パートの職員を入れてでも町内の農産物は最大限生かすということが大事だと思います。その辺でちょっと考えを伺いたいのと、秋以降に計画的に取り入れることができないのかどうか、それをちょっと伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今、新しい品種が出てきたのは間違いないのですが、ちょっと品種名が合っているか、合っていないかはちょっと別として、後で同僚議員に聞いていただいた方がそっちの方が正しいと思いますので、ただ、そういう物は出てきているんですが、先ほど言った、給食だけで使うと何百キログラムという、でも、製粉業者というのはあくまでもロットで1トンという表示がありますから、例えば、4月から給食が始まるから、4月に製粉をしていただく。そして、麵業者に毎月行くといったら4カ月製粉してから期間があるわけです。確かに、低温倉庫だとかいろんな所を使えばいいのでしょうけれども、やはり私はできるだけおいしいものを、期限が切れない物を使っていくのがベストかなというふうに思っています。そこで、新しい品種が、これがまた町民受けできるような、町民がある程度使っていたりするようなことが可能かどうかというのは探らなければならない。さっき言った価格面もありますよね。うちで単独でやると、当然価格が高いわけです。給食用と残った物を町民に使っていただく、そんなこともセットにしなければ、非常に今の、先ほど聞いた課長から聞いた数字からいくと、即やるというのはなかなか難しいと思います。やはり、今は賞味期限とか消費期限とかそちらが皆さんから言われるわけです。南幌の食材もそうなので、当然冬はありませんし、私、前にも50品目あるよと。これは公共の、あるいは農協の機関を通じた部分では約半分ぐらいだと思います。あと直売だとか単独で売っている問題があります。当然、安全性の問題が今言われているわけですから、その辺の表示がきちんとできるかどうかという問題も多々あると。ただ、私はしないというのではなくて、そういうものをできるだけクリアして、少しずつでもいいから増やしていけるものは増やしていきましょと。子どもたちにも、特に中学生あたりは今、農家の方に教育実習みたいに来てい

ただいています。当然、そういう学習の中でも肌で感じていただいています。そういうものをできるだけ給食の中に生かしたいという思いはありますけれども、そういう安全性やら、いろんな問題がございますので、うちも年間供給できる物が全部あればいいんでしょうけども、何カ月供給しかないものですから、当然、相手の業界の方にしたら、それだけちょっと地元産を使って後は、とやると単価の問題が非常に出てきます。ですから、その辺の話し合いを何とかさせていただいて、少しでも上げる努力はしていきたいなど。それが町のため、町の子どもたちのために私もつながるものだと思っていますから、思いは同じだと思います。ただ、クリアしなければならない諸課題がたくさんありますので、その思いでやっておりますし、当然、我が町に製粉業者が来ていただきたいと思って、いろいろアタックしていますが、なかなかいい返事いただいております。本当は議会の皆さんに、そういうお話しができるぐらいの企業誘致ができれば非常にいいんですが、やっていますけども、なかなかやっぱり厳しさがあると。先ほどの議員からもご質問ありましたけれども、私の思いの業者が何とか来てほしいなと思ってやっていますが、それはかなり厳しさがあるというような問題で今はいると。ただ、あきらめることなく、少しでも地場の物が使っただけ、そういう業者の方々を何とか探って、一つでも来ていただくようにこれからも努力をさせていただこうと、そんなふうに思っています。

議長 臨時職員を入れてでも、というところ、答弁漏れなので。
教育長。

教育長 (再々答弁) 今ほど町長から答弁ありましたとおり、私も熊木議員と思いは多分同じだと思います。そんな形の中で地元産の野菜あるいは米、それを地元でとれるものを少しでも多く学校給食等で取り入れられるよう、教育委員会だけでなく、いろんな農協さんとも、その辺も含めてお話しをさせていただいて、少しでもそういうことに役立てるような形で今後とも執り進めをしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいとます。ただ、その時その時だけでなく、やっぱり給食というのは年間通してあるものでございます。その中で、給食の調理業務につきましても全面委託という形の中で、専門業者に委託をして実施をしている関係がございます。そんなことも含めて、安全安心で、学校給食センターの方から不測の事態が起きないように、これからも一生懸命取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長 以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。
次に7番 内田 恵子議員。

内田議員 町民協働によるイベントの構築について伺います。NHKのど自慢に参加をし、これを機に行政と町民が一体となる文化が必要と感じ、町長の考えを伺います。

厳しい財政状況の中、開拓120年、町制施行50年の記念事業としてNHKのど自慢が開催され、多くの方々が参加をしてくださいました。

私もその一人ですが、みんなで楽しみながら全国に元気な南幌町を発信したい、のど自慢の予選会と本番は絶対に成功させたい、そんな思いが1つになったのか、会場のお客様や参加した方々、NHKのスタッフさんなど多くの皆様から絶賛の声をいただき、終わってからも充実感と余韻で、まるで乾いたのどにおいしい清水をいただいたような心地よさを味わっています。町長ご自身も、町民の皆様の喜びを深く感じられたのではないのでしょうか。

今の世の中、ものすごいスピードで変化する中、職員の皆さんの対応や、出場者にすぐ音合わせをするバンドのプロ意識、また、NHKスタッフさんの連携の早さなどを身近に見て、人とかかわることの大切さや面白さ、そして幸せもあると感じました。

協働でつながり、町には1つの文化を、私たちには心の豊かさを残した2日間でした。私たちは、これからも貧しくとも楽しい我が家を目指すために、町がしっかりとバックアップをし、町民と一体となって作るイベントが必要と考えますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

内田議員の町民協働によるイベントの構築を、のご質問にお答えをいたします。初めに、4月29日に記念事業として開催いたしましたNHKのど自慢では、NHKをはじめ関係機関のご支援、ご協力をいただき成功裏に終了することができましたことに、改めてお礼と感謝を申し上げます。当日は、多くの町民の皆様が参加され、応援に来られた方々の熱気も加わり、活力ある南幌町を全国に発信することができたと感じているところであり、引き続き、人と人とのご縁や絆を大切にしたい協働のまちづくりを一層進めなければならないと思っております。

町民協働によるイベントの構築については、町民有志による実行委員会の組織形成や主体的なイベント開催の提案をしていただくことが重要であり、町の活性化につながる内容が示された場合には、町としても支援、協力して参りたいと考えております。

今後は、多くの町民が集い、楽しめる、賑わう、歓声、笑う、活気のあるイベントが開催できますよう商工会、観光協会など各種団体とも連携を図りながらイベント開催に向け検討して参りたいと考えております。

議 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子議員。

昨年の石川議員の夏祭りについての質問や、私の観光協会の位置づけについての質問の中で、町長のお考えは何っておりますが、何事もなし得るには、運と縁と時期があろうかと思っております。財政状況も厳しいですが、消極的に状況の好転を待つというのではなく、明確な規模や目的を持つことが大切と考えます。何かをやるリスクよりも、何もやらないリスクの方が大きい場合があると思いますが、町長はどのように考えますか。この度ののど自慢がとてもいい例で、町長も多くの方々の心をしっかりと感じ取られたことでしょうか。リーダーとしてもとても大切な力の一つ、心身掌握力を高め、職員の皆さんにとっても何事も前向き

に取り組む動機づけになったのではないのでしょうか。今、人々の価値観が高度化、多様化している中で、個人の要望や社会の要請に視点を置いた施策が一層求められているように思います。

終わりに、この記念事業で観覧や出場等と、一人ひとりが主催者のような気持ちで動いた町民のお心を止めることなく、リーダーとして町長のお心に持つ総合力、胆力、人心掌握力に加え、目指す目的を共有し、前向きに取り組む動機づけをしっかりとすることで、また発信することで町内の団体も動き出せるのではないかと思いますがお考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。まちづくりというのは、私は、協働のまちづくりを掲げておりますが、厳しい時代、あるいは楽な時代、これは振り返った時にわかるわけではありますが、現実にやっている上では、やはりみんなで作るまちづくりに向けていくのがすべてだろうと。結果は誰でもわかると思います。しかし、その中で今できることを私はやろうとしています。当然、たまたまNHKさんに力を借りましたけれども、これはイベント開催という意味も一つありますが、やることによって、やはり町民も含め、あるいは職員も含め、どういうことでどうやって、どう結果が出る、身近で見ていただける、それがこれからいろんな事業を展開する時に大事な姿だと思います。私はそっちの方の期待をしています。当然、携わったスタッフ、頼んだスタッフ以外に2日間来ていただいたスタッフ、たくさんおります。あのスムーズな、あの大勢の人数を一人で動かす力、すばらしいことだと。当然、私に課せられた部分も重なっている、私はそのように感じました。ですから、私は、やれものはやっていくと。そのために、いろんな方々のご協力をするべきだというふうに思っています。当然私どもも発信はしますが、行政主導でイベントをやるというのは非常に難しい、うちの過去の例がそういうことだと。本来なら、ずっと続けてなければならぬのが、休止になったり、ちょっと待ってという、今、本当にやれない、あるいはうちのまちづくりに一番難しいのは、民間でも実行委員会を作ってやっていただいたけども、なかなか長続きしていかない。そういう背景がありますから、そことも一緒に同じ失敗、2回できませんので。いろんな方々から言っていた、内田議員もそうでありますし、多くの町民も今、何かやりませんか。そういう声を出していただく。私も何かそういう部分では、うちの町にとって町外の発信じゃなくて、うちの町の絆、つながり、これが一番今大事。先ほどから同僚議員から子育てだとかいろいろ言われています。それもあくまで町民みんなが考えることができれば、そういうイベントができれば一番すばらしいなと。私は、対外的にアピールする今時代ではない。うちの町でみんなが、先ほど申し上げたように、笑い声があったり、歓声が上がったり、そういうまちづくりをしていければ、いいまちづくりができると思います。いつも言っています。地理的条件、恵まれた南幌町、こんなよそにはないんです、全国的

に見ても。そんなに多くはないです。だから、町民みんながその気になっていただけるように、これからも私からもお話しをかけていかなきゃならないし、当然、議会議員の皆さんも、みんなでやりましょうと。最近、議会の皆さんもいろんな所へ、町民の中へ入っていただいています。このことが、そういう方向に私はつながるものと思っておりますので、何とかいろんな団体と協力し合って、町もただ手を差し伸べないで、黙って見ているんじゃない。一緒になって考えていければなど。そして、町民がやっぱりここに住んでよかったと言っていたかのように、そういう楽しむことも含めて、あるいは食の提供を含めて、できるようなまちづくりを進められれば一番いいなというのが私の思いでありまして、何とかそういう団体やら、やれる方々を募りながら、考えていきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため場内時計で1時まで休憩をしたいと思います。

(午前 11時52分)

(午後 1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員

私は、町長に質問したいと思います。質問内容は、幌向運河を町文化財指定への方向の考えは、ということでございます。

幌向運河は、北海道開拓史の流れにおいて、近代化産業遺産とも言えます。南幌町は明治26年開拓以来、湿生植物が生い茂り、湿原泥炭地層が中樹林地帯を中心として形成され、今日の大農耕地になり得たのは排水と客土の努力のたまものであると言えます。

幌向運河は、まさに幹線排水、基幹排水をまとめる大排水運河でありました。石狩川流域の四大運河の一つとして明治29年に開通し、その目的は北海道明治以来の開拓において、運河掘削にあたり泥炭地は開拓困難な土地と北海道は認識しておりました。谷地や原野と言われる過湿地の厳しい状況でありましたが、拓殖計画を進めるため食糧の増産の拡大が急務でありました。この過程を通じ、幌向原野に移住民を受け入れる原野排水とし、幌向運河が誕生したわけであります。

また、その効果は、満面とたたえる水の舟運として利用し、移住民の生活、物資の輸送であり、同時に水量が許す限りかんがいにも利用され、排水の効用を含めると一石二鳥の役割があったと言えます。

今日、四大運河の中で唯一、旧夕張川と江別川、すなわち現在の千歳川の間10.7キロメートルの幌向運河は当時の残景を残し、排水運河として現在も生き続けていることは驚くべきことでもあります。

このような歴史的な運河を町民の宝物とし、次世代に語り継ぎ、残していくためにも、町民としての財産とし、南幌町の文化財として指定の方向に考えるべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長

町長。

町 長

近藤議員の幌向運河を町文化財指定への考えは、のご質問にお答えをいたします。議員もご承知とは存じますが、幌向運河は北海道の四大運河の一つで、閘門式運河にした全国でも大変貴重な運河でありましたが、昭和に入り土地改良が進められ、幌向運河を大改修し、町の中心幹線大排水路としております。改修により貴重な閘門などはなくなりましたが、現在は、閘門跡に本町の歴史を後世に継承するため、史跡標柱などを設置しております。しかし、現在の幌向運河の役割は、基幹産業であります農業にとりましての排水や、かんがいなど大変重要な排水路であり、中心市街地での治水対策にも大きな役割を果たしております。その機能を十分果たすため、今後とも、施設の改修などを行なわなければなりません。このようなことから幌向運河を文化財として指定するのは難しいと考えます。

現在の運河は、国の登録有形文化財に指定されました旧幌向駅通所も含め、田園風景を楽しんでいただくフットパスなど、多くの方に利用されており、今後も多くの利用が見込まれると思われまますので、管理にあたりましては、景観などを考慮した中で適切な管理を行って参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長
近藤議員
(再質問)

9番 近藤 長一郎議員。

指定は考えることが今、難しいと。私の前段の方の質問で、ちょっと抜けているというか、今日までに運河が南幌町にどのような経過を経ながら、時系列にどのような内容になっていたかということ、時系列的に簡単に申し上げておきたいと思えます。町長の方から答弁ありましたように、四大運河の一つとして、明治29年に隣の馬追運河、札幌の創成川、それから、銭函につながります花畔、この4つが四大石狩川流域の四大運河と言われているようですが、私は、南幌町に明治26年、うちの開基の起算点ですけども、この運河の着工、工事が26年から始まっているんですね、現実的には。そこで考えられますのは、26年は同時にうちの開基の起算点にもなっております。開基、今年は120年でございますが、幌向運河というものが、北海道の開拓地に移住民を受け入れるための重要な役割として、大排水運河としてきたわけでありまして。そこで考えますと、当然のように、26年に入植しましたのは移住団体としまして、石川邦光公はじめ三重県の板垣賛夫さん、それから、大野部落と。この節目の時に、26年に大きく移住団が入ったわけでありまして。それだけの多くの方が入ったことによって、実は大変なことが後に起きるわけでありまして。それは、ポロモイという、うちのアイヌ語源のとおり、幌向川と石狩川の合流点のよどみの中にありますから、当然、南幌町は、前にも私の質問の中に、標高差がどの辺かということを使った経緯がありますが、南幌温泉で4メートル、5メートルぐらいの標高であると。非常に、この市街地でも6メートル50ぐらい、そこそこであると。そういう中で移住民は来たわけでありまして。ですから、それは冷害、特に水害は大きな問題となってくるわけでありまして。当然、そこで、新夕張川が南幌町民、近隣町民の生死を分ける治水運河として新夕

張川が来るわけでありまして。どうでしょうか、新夕張川は昨年、土木学会遺産として11月に登録されています。さらにまた、町長の中にもありますように、国の登録文化財に指定された幌向駅通があると。こういう答弁もありますが、幌向駅通は、町長の答弁のとおり国の登録文化財として平成18年に登録されているわけでありまして。私は、その駅通の当初、明治42年に開設当時の駅通の管理人、松田与三さんの奥様の言われた言葉が非常に残っております。町史の中、町の関連の中に残っております。それは、幌向運河があったから駅通があると、このように述べております。ですから、水害ということも含めながら申し上げますが、同時に幌向運河は、今日来る過程の中で舟運と大排水運河としてきておりますが、幌向運河場、その当時、開設されて町民が移住した当時、市街地の幌向運河の三重橋の近くに、全域が全部牧場地帯だったそうです。幌向運河の来たことをお祝いしながら、そこに村民の皆さんは、小天狗座というのを呼んで、町の活性化に図っていったというお言葉があります。また、さらに運河を通しまして、舟運が来なくなった後、どのように利用されたかと言ったら町史の中にもありますが、12年の水車を連結しまして精米、製粉を、今は岩見沢になりましたが、栗沢の元清真布の方の人、それから、隣の長沼の人たちが幌向運河の運河沿いにある水車を使いながら精米に来たと言われております。そのようなことで、運河は今日まで営々とつながって今日の歴史の中にあります。そこで、町長が施設の改修等を行わなければなりませんと、このようにお答えを今されましたが、私はその施設も含めて歴史だと思っています。いわゆる文化財とは何でしょう。私は文化財になり得るのは、それは歴史の積み重ねの中にくると私は思っております。そのようなことで町長に質問を再度申し上げますが、この施設の改修等というのは、どのようなことを今後考えられておりますでしょうか。それから、2点目、もし町の指定文化財として可能でなければ、町の歴史遺産としてしっかりと認識されながら今後進めていくことは可能でしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

近藤議員の再質問にお答えをいたしますが、過去の歴史を振り返れば確かに運河はそれぞれの歴史があるわけです。しかし、現在の使命は、やはり町民の財産を守る排水路、あるいは農業のかんがい、含めていきますとそういう目的に変わっているわけでありまして、過去の歴史については先ほど申し上げたように史跡標柱等々を置いて歴史を振り返っていただくということでもあります。確かに、近藤議員は新夕張川ができたから大丈夫だという思いかもしれませんが、それ以降もうちの町は水害で悲惨な目に遭っているわけでありまして。ですから、運河を改修して大排水路に、という歴史があるわけでありまして。現在、先ほども議員からもありましたけれども、安全安心、災害のないまちづくりをする上では基幹排水路として大事なことであります。今後とも、機能をきちんと確保するための改修等々は当然図っていかねばならないというふうに考えておりますので、思いはわかりますけれども、私どもの町、こ

れだけ多くの方々が来ていただいているわけです。少しでも安心を司ることはきちんとやっていかなければ、後で洪水が起きた時には取り返しがつかないと。これは、近藤議員が過去の歴史を振り返って言っていたので、私は、その部分で、この運河を改修して使命が変わったというふうに思っておりますので、歴史は歴史と評価はさせていただきますけども、現在は、そういう方向で運河として、名前は運河でありますけども、中身は大排水路ということで、住民の生命、財産を守るための一つだと思っておりますので、その道の中で進めさせていただきたいと、そういうふうに考えておりますので、文化財の方にはなかなか難しいということでもあります。

議長 近藤議員に申し上げますけども、通告とちょっとずれていっている面もありますし、また、町長も答えています。再々質問に入る段階で、これを集約して、質問を取りまとめていただきたい。そして、今、質問の中で答弁漏れがあれば答弁漏れとして、このことだという形でお話しをいただければと思います。

9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員 (再質問) 答弁漏れです。歴史遺産としての今後の考え方はあるか、なしか。

議長 町長。

町長 近藤議員に最初に申し上げたように、遺産の部分についてはちゃんと史跡標柱等々を設置して、そういう計らいをしておりますし、今後も景観づくりに努めていきたいと、そういうふうに思っています。

9番 近藤 長一郎議員。

議長 近藤議員 (再々質問) 議長からもちょっと方向がずれているのではないかと、このように言われましたが、なるべく私は確認をどうしてもしたいということが強くありますので、私は、なぜ歴史遺産の考えの方向はないか、町長が言われるように標柱は確かに第3閘門の所にあります。しかし、かなり傾いていますね。それから、駅通の方にも看板がございますが、駅通の能書きがかなり間違えているところがあるかのように私は指摘した、駅通の文言で指摘した例が過去にあったような記憶もしております。そこで、私はぜひ歴史遺産ということを申し上げたのは、もし文化財が可能でなければ、何とかして隣の馬追運河と含めながら歴史遺産として北海道の方に持って行かれないかなと。それはなぜかと申しますと、同僚議員も今日、再三のように言っていました、やっぱりまちづくりの根幹を考えていきますと、そういう位置づけをはっきりとした方が、将来の町の発展につながると私はそのように思うわけであります。それで、くどいようですが、歴史遺産は町長が言われた中にも入っておりますので、最後にもう1点だけ。これはちょっと議長からの指摘にかかわる問題かもしれませんが、幌向運河というものを、今後、まちづくりの関係に取り上げていくような考えはありまじょうか。これ1点について終わりにさせていただきます。

議長 町長。

町 長
(再々答弁)

近藤議員の再々質問にお答えをいたしますが、ちょっと理解できない部分がございますので、答弁が違ふかもしれませんが、私は再三申し上げているように、この運河は名前は運河であります、うちの大事な基幹排水路であります。それをやはり守っていかなければ、災害の時に困るわけありますから、名前は運河であるけども、私は排水路を大事にしていきたいということでございます。当然、長沼の運河も大事な排水路であります。そういう目的が変わっておりますので、歴史の分についてはそうやって史跡標柱等々で歴史を後世に残すということは、これはやっていかなきゃならないですが、現状をどこかに訴えて、これを別な形にすれということには私はならないと。あくまでも災害に対応するような運河で、名前は運河でありますけども、排水路にしていかなければならない。現在も言われている部分、たくさんあります。これ、指定をされると、現状の部分で残さなければならない部分もたくさんありますが、それは景観ではいいかもしれないけれども、排水路では非常に弊害が出るものがたくさんあるわけあります。ですから、私は、やっぱり生命、財産を守る大事な排水路として、今後とも幌向運河を取り扱って参りたいと思います。

議 長

以上で近藤 長一郎議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

日程 5 議案第 3 8 号及び日程 6 議案第 3 9 号の 2 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程 5 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度南幌町一般会計補正予算
(第 1 号)

日程 6 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度南幌町農業集落排水事業
特別会計補正予算(第 1 号)

以上、2 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第 3 8 号及び議案第 3 9 号の 2 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第 3 8 号 平成 2 4 年度南幌町一般会計補正予算(第 1 号)につきましては、歳出では、ふるさと融資事業貸付金の追加、住民参加型高齢者生活支援等推進事業経費の追加、レーザーレベラー購入経費の追加、並びに農業集落排水事業特別会計繰出金の追加と、歳入では、介護基盤緊急整備等特別対策事業に伴う道交付金の追加、地域総合整備資金貸付に伴う町債の追加が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,360 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,994 万円とするものであります。

次に、議案第 3 9 号 平成 2 4 年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、歳出では、農業集落排水施設機能強化に伴う数量算定委託業務及び機能強化に伴う工事費の追加と、歳入では、機能強化工事に伴う道補助金の追加、並びに町一般会計からの繰

入金の追加が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,067万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,654万8,000円とするものであります。

議案第38号につきましては副町長が、議案第39号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第38号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。

初めに歳出からご説明を申し上げます。15ページをご覧くださいと思います。2款総務費1項1目一般管理費、補正額47万3,000円の追加でございます。13節委託料で、国民年金システム改修47万2,500円の追加でございます。税制改正に伴い改修をするもので、全額国庫補助受け、実施をするものでございます。

4目企画振興費、補正額3,684万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、町内巡回バス84万8,700円の追加でございます。夕鉄バスより運転手の確保などを含め、現在の単価では非常に厳しいことから、値上げの要請を受け、追加するもので、7月より1日単価2万1,200円を、3万5,000円とするものでございます。21節貸付金、ふるさと融資事業貸付金3,600万円の追加でございます。後ほど、民生費でも関連経費の説明を行います。医療法人やわらぎが本年度建設するグループホームなどの建設費の一部を、ふるさと融資事業を活用することから追加するもので、歳入でも説明を申し上げますが、町で起債の借入れを行い、同額を貸付金として医療法人に貸し付けるものでございます。

7目防災諸費、補正額が33万6,000円の追加でございます。18節備品購入費、防災行政無線用備品33万6,000円の追加でございます。個別新規購入希望者に対しまして、現在使用している受信機は1台3万5,700円と、高額なために検討したところ、他社製品であります防災行政ラジオでも受信が可能なことから、今回、1台1万6,800円で20台購入し、希望者の方に同額で売り払うものでございます。

2項2目賦課徴収費、補正額100万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料、過年度還付金及び加算金で100万円の追加でございます。修正申告の増によるものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額3万9,000円の追加でございます。1節報酬で民生委員推薦会委員報酬3万7,200円の追加、9節旅費で委員費用弁償740円の追加でございます。それぞれ3月に1名退任したことから、推薦会開催経費を2回分追加するものでございます。

2目障がい者福祉費、補正額が57万7,000円の追加ございま

す。13節委託料で障がい者福祉システム改修38万100円の追加、18節備品購入費で障がい者福祉システム機器用備品19万6,140円の追加でございます。町において、障がい者の相談支援事業所の開設に向けて準備を進めておりますけれども、開設に伴うシステム改修経費などを追加するもので、全額道の補助を受け、実施するものでございます。

3目老人福祉費、補正額3,132万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で福祉施設整備事業補助金3,132万円の追加でございます。先ほど説明を申し上げました医療法人やわらぎの建設費の道補助分で、道の補助金につきましては、一たん町で受け、同額を補助金として支出することから追加をするものでございます。

6目地域包括支援センター事業費、補正額が167万1,000円の追加でございます。4節共済費で雇用保険料5万7,000円の追加、7節賃金で臨時事務賃金33万9,000円の追加、11節需用費で消耗品費11万1,000円の追加、次ページ、18節備品購入費で住民参加型高齢者生活支援等推進事業用備品ということで、116万4,000円の追加でございます。これにつきましては、新たな事業を実施するもので、地域の高齢者の実態を確認するとともに、介護予防の必要性の普及や居場所づくり、いわゆる閉じこもり予防など、地域の高齢者を含めた方々と意見交換などを行い、今後のあり方を検討していく事業で、本年度につきましては、川向地区を対象に実施するもので、それぞれ必要経費を追加するものでございます。なお、全額補助対象となっております。

次ページに参ります。4款衛生費1項2目予防費、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額520万円の追加でございます。18節備品購入費520万円の追加で、レーザーレベル1台を晩翠地区に導入するもので、2分の1が道の補助金、残り2分の1が地元負担となっております。

3目農地費、補正額が434万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、負担金で、道営農地整備(畑地帯担い手支援型)事業鶴沼地区15万円の追加でございます。調査費の2分の1の受益者負担分を歳入で受け、同額を支払うものでございます。農業体質強化基盤整備促進事業254万9,559円の追加でございます。平成23年度の国の補正予算により、農協が事業主体で、簡易な施工による区画整理などを実施するもので、町の負担分を追加するものでございます。28節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金164万8,280円の追加でございます。後ほど、特別会計で説明を申し上げます。

次ページに参ります。7款土木費4項1目住宅管理費、補正額が26万2,000円の追加でございます。13節委託料で栄町公営住宅漏水調査26万2,500円の追加でございます。

次ページに参ります。9款教育費5項4目給食センター運営費、補正

額152万7,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料152万6,395円の追加でございます。洗米機内部のポンプ配管の修理を行うものでございます。

次に、歳入の説明を行います。8ページをご覧いただきたいと思えます。14款国庫支出金3項2目民生費委託金、補正額が47万3,000円の追加でございます。1節社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金、47万2,500円の追加でございます、歳出で説明をいたしましたシステムの改修経費全額が補助されるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額1万6,000円の追加でございます。1節社会福祉費道負担金、民生委員推薦会負担金1万6,000円の追加でございます。

2項2目民生費道補助金、補正額が3,419万1,000円の追加でございます。1節障がい者福祉費道補助金、障がい者自立支援対策推進事業補助金120万円の追加でございます。歳出で説明しました相談支援事業所の開設に伴う経費の全額が補助されるものでございます。2節老人福祉費道補助金、住民参加型高齢者生活支援等推進事業補助金167万1,000円の追加でございます。同じく、事業費の全額が補助されるものでございます。介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金3,132万円の追加でございます。医療法人やわらぎが実施する建設費の道補助金分でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が260万円の追加でございます。1節農業費道補助金、耕地利用高度化推進事業補助金260万円の追加でございます。レーザーレベラー購入費の2分の1が補助されるものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入2項2目物品売払収入、補正額が33万6,000円の追加でございます。1節物品売払収入33万6,000円の追加でございます。防災行政ラジオ20機分の売払収入を追加するものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額が49万円の追加でございます。1節一般寄附金で49万円の追加、中央4丁目にお住まいの神戸由美子さんより50万円の寄附を頂いたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額674万6,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金674万6,000円の追加、財源調整を行うものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項2目農林水産業収入、補正額が275万円の追加でございます。1節農林水産業収入、農業振興負担金260万円の追加でございます。レーザーレベラー購入費の地元負担分でございます。道営農地整備(畑地帯担い手支援型)事業負担金15万円の追加、調査費の受益者負担分でございます。

次ページに参ります。21款町債1項5目総務債、補正額3,600万円の追加でございます。1節地域総合整備資金貸付事業債3,600

万円の追加でございます。歳出でも説明いたしました医療法人やわらぎへのふるさと融資貸付事業に係る資金の借入れとなります。なお、明年度以降の償還に対しましては、元金分は医療法人やわらぎから返済され、利息分につきましては地方交付税で措置されることとなっております。

以上、歳入歳出それぞれ8,360万2,000円を追加し、補正後の総額を45億6,994万円とするものでございます。

次に、第2表、地方債補正の説明を行います。5ページをご覧ください。第2表、地方債補正、追加でございます。起債の目的、地域総合整備資金貸付事業、限度額が3,600万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

都市整備課参事。

それでは、議案第39号の説明を申し上げます。議案第39号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、初めに歳出から説明を申し上げます。11ページをお開きください。1款農業集落排水事業費1項2目建設費、補正額3,067万4,000円の追加でございます。この度の建設費補正の概要を説明いたします。集落排水の処理場、夕張太浄化センターは平成5年度建設以来、約20年が経過しており、施設のかなめであります嫌気性ろ床槽は、汚水を微生物により浄化する施設であり、発生する硫化水素ガスなどにより劣化が著しく、改修計画を進めていたものでございます。昨年までは、農林水産省の交付金事業採択の要件となっております概数実施設計を終了し、改修工事に対する補助指令を得たところでございます。本工事の発注に際しましては、事前と工事期間中に精査設定が伴う事業形態の流れをとる内容となっております。

それでは、13節委託料、内容といたしましては農業集落排水施設機能強化工事、数量算定資料等作成委託業務、65万1,000円の追加でございます。15節工事請負費、農業集落排水施設機能強化工事3,000万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、土地改良事業団体連合会の事業割負担金といたしまして、2万2,280円の追加でございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入、8ページをお開きください。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額164万9,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金、建設費不足分といたしまして、164万8,280円の追加でございます。歳出建設費で説明申し上げました夕張太浄化センター機能強化工事に際しましては、補助金及び起債を充当した残りの町負担分を、一般会計の繰入金により賄うものとして計上するものでございます。おおむね事業費の5%でございます。

次ページをご覧ください。6款道支出金1項1目農業集落排水事業費道補助金、補正額1,532万5,000円の追加でございます。1節建設費道補助金、夕張太地区農業集落排水施設事業補助金1,532万

5,000円の追加でございます。機能強化工事に要します費用の50%が補助金として北海道を經由し、交付されることから計上するものでございます。

次ページをお開き願います。7款町債1項1目農業集落排水事業債、補正額1,370万円の追加でございます。1節農業集落排水事業債、農業集落排水施設機能強化学業1,370万円の追加でございます。機能強化工事に要します費用の補助金を除く、地方負担額の90%の充当率により算定される額を財源とし、地方債を起こそうと計上するものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ3,067万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,654万8,000円とするものでございます。

第2表、地方債、5ページをお開き願います。第2表、地方債につきましては、農業集落排水事業に伴う起債借入れでございます。記載の目的につきましては、農業集落排水機能強化学業、限度額1,370万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、5%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第38号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 2点お伺いいたします。まず1つは、15ページ、総務費の中で4目の企画振興費なんですけども、町内巡回バス負担金ということで、今回84万8,700円の追加というふうな形で出されました。当初予算では、175万円から予算づけをされているだけに、今回80万円追加となると5割増しというふうな捉え方になるんですけども、なぜこのような形になったのか。先ほど、運転手の確保が厳しいというお話しもされていましたが、あまりにもちょっと5割増しというのは法外じゃないかなというふうな感じもするんですが、具体的にそれについてお伺いいたします。

それから2つ目、19ページになるんですけども、5款の農林水産業費、これの農業費の農業振興費でレーザーレベラーを導入するというんですけども、520万円ほどですか、これ、具体的には晩翠地区導入というふうなことで言われていたんですけども、具体的にどなたが中心となって利用されるのか、その辺り、差し支えなければお伺いしたいと思います。以上です。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、石川議員のご質問にお答えいたします。まず、経過等も含めてお話しさせていただいた方がいいかと思っておりますので、ご説明させていただきます。

今回の補正は、3月下旬に町内巡回バス事業者でございます夕鉄バスから、現在の1日運行単価であります2万1,200円では4月からの運行はできないという旨の連絡を頂きました。本当に年度が始まる間際ということだったんですけども、町としても大変急なお話でありまして、目の前に4月からの事業開始も迫っていたものですから、私ども、町の立場として予算の確保の必要もあり、また6月定例会後でなければいろいろと対処ができないということから、困難だということでも夕鉄さんにはお話しをして協議をして参りました。夕鉄さんとしても町の立場も理解いただきまして、交渉の中で4月からではなくて、6月まではそうしたら現行の単価で実施しましょうということにさせていただきました。その後、単価の調整、もう少し下げただけでないかなということで単価の調整もして参りましたが、新たに提示した単価が事業委託を受けるぎりぎりのラインであるということで、夕鉄バスさんからも訴えがございました。担当としても内容を精査して参りましたが、事業者側の単価分、後ほどちょっとご説明いたしますけども、事業者の単価アップの事情も理解できること、事業が既に始まっていて運行に支障をきたせないこと、夕鉄は巡回バス事業の開始当初から携わっている事業者でございます、それなりのノウハウが蓄積されていること、年度途中において新たな事業者を選定いたしますと、実施方法を理解いただいたり、新たに選定したバス事業者に、その使うバスを出していただいてコースを回っていただくというようなことも必要になって参りますし、陸運局に事業主の変更申請もするということが必要になりまして、時間的にも、住民周知的にも非常に時間がないということで、これらを勘案いたしまして、この度、補正を出ささせていただいたところでございます。議員ご指摘のように今回、84万8,000円ということで追加補正をさせていただくことになりましたけども、その主な要因につきまして、夕鉄では路線バスの運行などで、南幌町とは昔から古くお付き合いがあったということで、町の事業としていろいろと行っている巡回バスの運行にも配慮をしようということで、巡回バスの運行当初、この時から料金の大幅な値引きをしていただいております。1日単価で申し上げますと、実際にかかる経費は2万9,600円でしたけども、これを2万1,200円まで値引きをしていただいております。8,400円ほど1日の運行単価を差し引いていただいております。本年度の予算編成のための見積もりについても同様に、この値引きの中で見積もりを頂いていたわけでございますけども、夕鉄においては、これまで運転手に退職者を再雇用してお願いしていたと。また、近年は定年の延長によって、その退職者がそのまま働き続けるということがあったようでございます。また、経験者の人材不足ということもございまして、賃金もアップしなければ他社に行ってしまうということで、人材の確保もできなくなってきているということでございました。また、当町の巡回バス事業の開始当初は、月曜から土曜までの週5日間、1日4便を運行しておりました。年間293日を運行していたわけですけども、その後、い

ろいろ経費等の問題もございまして、平成17年度からは週4日間、平成22年度からは週2日間にするなど、住民の皆様のご意見も頂きながら利用実績を勘案しつつ節減を図りまして、巡回バスの運行を今まで続けてきたわけでございます。夕鉄さんから見れば、事業開始当初には運行回数が年間293日だったものが、平成24年度予定では、93日ということで、293日間のベースに運行経費を1日単価を弾いていたものが、93日となっても同じ単価では運転手や車両の確保も考えると採算が取れないということで、この度そういう訴えがございまして、内容も今申し上げたようなことでございますし、多くの経費でございますけれども今回補正をさせていただいた次第でございます。以上です。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

それでは、続きまして石川議員の2点目のご質問でございます。農業振興費の備品購入費、レーザーレベラー、どなたの、ということだと思っておりますが、まず、このレベラーの購入につきましては、現在進めております道営経営体育成整備事業、このソフト事業という考え方でございます。従いまして、当然その晩翠地区、期成会組織形成されておりますので、そちらからの要望を受けて、町といたしましては補助申請を行いました。その部分が確定をしたということで今回、予算措置をさせていただくところでございます。そういったことでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

先に企画振興費の関係ですけども、今までの経緯があったというようなことは理解いたしました。ただ、本当に、もう年度当初が始まった段階でそういうふうな形でされたということ、当初予算から合わせると260万円からの経費をかけることになるわけですね。これ、今、間に合わないから、こういうふうな形で夕鉄さんに追加でお願いしたんでしようけども、これ、ほかの方法というのも考えられないのでしょうか。今年は間に合わないのか、後半からでもという形もあるのかなと思うんですけども、ほかの方法として、もうちょっと安く対応できるような対応なんていうのは探られたのか、その辺りをお伺いしたいと思います。それと併せて、乗車料金ですか、利用料金としては改定は行うつもりはないのか。今、200円でしたっけ、ということですけども、その辺りの見直しについてもどういうふうに捉え、考えられているのかお伺いいたします。本当に3月に入って、もう既に骨格予算が決まった中で、そういうふうな形でされたということには、ちょっと疑問を生じる面もあるんですけども、ただ、ちょっと強いて細かい話しをさせていただきますと、実は23年度の当初予算では、この巡回バスの予算は184万円組んでいたんですよね。ところが、本年度の24年度の当初予算では、175万円と、前の年よりも9万円安く予算を組んでいたという。でありながら、いきなりこの補正で、ドーンと80万円も追加するという。何で当初予算で9万円も前年より低く見積もったのかというの、ちょっとその辺り詳しくお伺いしたいと思います。

それとレーザーレベラーの関係です。レーザーレベラーをわからない方に言うと、水田や畑なんかを均平にする機械ですけども、これ、晩翠地区ということですけども、やっぱりある程度、重立った使用者、管理者がいなくちゃ、これ、好きな時に使いなさいという話しにはならないかと思えますし、何かの団体とか会社とか、そんなものがある程度それを管理、受け持つような形にされているのかなと思うんですけども、それはどういうふうな形でこれから利用されるのか、その辺り具体的に教えてください。

議長
まちづくり課長
(再答弁)

まちづくり課長。

石川議員のご質問にお答えいたします。ほかの方法はということで、実は、巡回バスの事業を実施した当初、ジェイ・アールバスさんだとか町内のバス事業者さんからも参考の見積もりをとっておりまして、1日運行単価で言うと、その当時でもやっぱり3万5,000円以上の金額がほかの2社から出ておりました。その中で、夕鉄さんは先ほど申し上げましたように値引き率が非常に大きい中で、やっぱり比較の中では夕鉄バスさんということになりました。今回についても、時期的に見ても非常に、先ほどご説明申し上げたような時間の中で行うには非常に厳しいものがございまして、ただ、これについては、また今、新たなバス事業の運行のいろいろな検討もしておりますので、この中も併せて、見積もりを再度、ジェイ・アールさんだとか町内の企業さんだとか、そういうところからも取らなきゃいけないというふうには思っておりますし、今現在、町内のバス事業者さんからも参考見積もりをいただく予定がございまして、ただ、今の年度については、やはり先ほど申し上げましたように、年度途中の実施ということから非常に今、変えるということとはちょっと厳しいものがあるものですから、これについては、議員さんご指摘のように、この次の機会にそういうことも考えていかなきゃならないというふうには考えてございます。

それと、やはりその平成13年当初にもそれだけの金額を他社さんは出しているものですから、それから見ると、例えば今でも夕鉄さんは110円の燃料の単価、リッター当たり、これが今130円ぐらいになっております。安売りについては125円ぐらい前後で出ておりますけども、こういうような燃料単価の違いとかアップ率だとか人件費のアップなどを考えますと、やはり他社さんについては、それよりももうちょっと、今、夕鉄さんで出した金額よりも、まだちょっと上乘せされるのかなというような予測がございまして、料金改定については、やはり多くの方々にご利用いただくということが巡回バスの使命でございまして、これについては現在のところ、改定の予定はございません。

それと、日数については、大幅な昨年度と違って、ということでもございましたけども、やっぱり暦から拾いますと日数が関係してございまして、1日当たりの単価掛ける日数ということが予算の出し方でございまして、この辺については、その差であるということをご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

それでは、レーザーレベラーの購入の関係につきまして、再度ご回答申し上げたいと思います。先ほど申し上げたとおりで、これ、晩翠地区の道営地区の進捗率によりまして、国の方で制度的に認められた事業でございます。現在のところ、まだレーザーレベラーの機種を何にするかというのは、この期成会の方でまだ決まってないようでございます。これから決定されるというお話しは聞いております。どなたが使うという形ではなくて、やはり共有して使っていただくと。これから、維持管理的には当然、期成会の方で保管をしていただいて、適正に使われるものと私どもの方としては思っております。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑ありませんので、議案第39号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決をいたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第38号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第39号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程7 議案第40号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました議案第40号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳に記載される外国人住民に関する規定の整備と、条例運用による字句を整理するため本案を提案するものであ

ります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第40号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。今回の改正は、我が国に入国、在留する外国人が年々増加することなどを背景に、市町村が日本人と同様に外国人の住民に対し、基礎的行政サービスを提供する基礎となる制度の必要性の高まりを受け、外国人の住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成21年7月15日に公布されました。なお、施行日につきましては、現行の外国人登録制度を廃止し、日本に適法に在留する外国人に対して、在留カードを発行する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するなどの法律、これの施行日である本年7月9日とされております。施行日前に、所要の規定の整備を行うものでございます。具体的にどう変わるかと申し上げますと、住民基本台帳法上、外国人住民と名称が統一されます。本町では6月1日現在で34名の方がおられます。また、このうち入国管理法上の中長期在留者という名称で新しい在留管理制度の対象となる方が永住者で2名、日本人の配偶者で1名、教育関係で1名、技能実習で26名の計30名おります。残りの4名の方は、特別永住者の方で、入管法上の新たな制度の対象にはなりませんけれども、住民基本台帳法上では外国人住民として対象となります。

では、別途配布しております議案第40号資料、南幌町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側が改正後の新、右側が改正前の旧でございます。アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第2条を改正後、「印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。」、第1号「15歳未満の者」、第2号「成年被後見人」に改めるものでございます。外国人登録法の廃止により、新たに外国人住民として住民基本台帳に記載され、印鑑登録も日本人同様の取り扱いとするものでございます。

次に、改正前の第3条第2項第1号及び第2号を、改正後、第1号「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称、次ページに参ります、(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第3条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの」第2号「職業、資格その他指名又は通称以外の事項を表しているもの」に改め、改正前の同条同項の第5号中、「表わしにくいもの」を「表しにくいもの」に改めるものでございます。外国人住民の通称名、一般的に日本名で登録されて

おりますが、これと及び非漢字圏、アメリカ人等でございますが、この外国人住民の方の片仮名での印鑑登録を認める規定でございます。改正前の同条に、改正後、第3項として、「町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に表の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」を追加するものでございます。これは、外国人住民の方の印鑑で、片仮名のみ又は一部を組み合わせたもの、これを認める規定でございます。

改正前の第4条第3項を削除するものでございます。これは、成年後見制度が平成11年の民法改正に伴いまして、戸籍の記載事項でなくなって12年を経過し、現在は記載の必要がなくなったことと、それと、未成年者の法律行為が法定代理人の同意が必要とされていることによるものでございます。

次ページに参ります。改正前の第5条第3項第1号「官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で本人の写真を貼付したもの又は外国人登録証明書」を改正後「官公署の発行した免許証、許可書又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの」に改めるものでございます。外国人登録法の廃止に伴うものでございます。

次の改正前の第6条第1項第4号を「氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称）」に改め、同条同項に、改正後、第8号として「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記」を追加するものでございます。これは、第3条の規定改正で、外国人住民に係る通称名と片仮名表記を認めたことから、登録の原票にも同様の記載をするものでございます。

次ページに参ります。改正前の第14条第2項第3号中、氏若しくは、名の次に、「（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を加え、同項に、第5号として「外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと。（日本国籍を取得した場合を除く。）」を加えるものでございます。これは、印鑑を抹消する要件の中に、外国人住民に係る通称名、片仮名名の変更された場合を含めることを規定するものでございます。第5号の規定は、外国人住民の方で、先ほど申し上げました入管法上の中長期在留者、特別永住者でなくなった場合は、印鑑登録を抹消する規定でございます。

附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成24年7月9日から施行する。（旧条例の規定に基づく印鑑の登録の取扱い）第2項、町長は、この条例の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権でまっ消するものとする。こ

の場合において、登録のまっ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。第3項、町長は、この条例の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。現在、印鑑登録をしている外国人の方は3名おります。附則第2項の対象者が2名、附則第3項の対象者が1名となっております。その対応を今回の改正で規定したものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第41号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第41号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第41号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。今回の改正は、先ほどの議案第40号 南幌町印鑑条例の一部改正と同様、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法上の外国人住民として住民票が新たに作成されることから、所要の規定の整備を行うものでございます。

別途配布しております議案第41号資料、南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側が改正後、右側が改正前、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第2条中第13号「外国人登録に関する証明手数料1件につき400円」を、改正後削除し、第14号を13号とし、第15号から第30号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則として、この条例は、平成24年7月9日から施行する。以上

議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)
ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ち採決したいと思いますがご異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。
議案第41号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
ここで、場内時計で2時20分まで休憩といたします。

(午後 2時10分)

(午後 2時20分)

議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
日程9 議案第42号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
只今上程を頂きました議案第42号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 長 住民課長 内容の説明を求めます。住民課長。
それでは、議案第42号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明をいたします。別途配布しております議案第42号資料 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側が改正後、右側が改正前、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第7条第1項中、「第72条の4」を改正後「第72条の5」に改めるものでございます。国民健康保険法第72条の4の規定は、特定健康診査の費用を、国、道がそれぞれ3分の1ずつ負担する規定でございますけれども、新たに第72条の4として国民健康保険税の低所得者の負担軽減額を一般会計から繰入れする、いわゆる保険基盤安定繰入金、その2分の1を国庫負担、4分の1を都道府県負担とする規定が追加されたことから、本年4月6日に関係法律の公布により関係条項の繰り下げにより今回改正するものでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)

ご質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程10 議案第43号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第43号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例制定につきましては、本町での暴力団排除に関して必要な事項を定めるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第43号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例制定についてご説明をいたします。まず、本条例制定の提案に至った経過をご説明いたします。平成3年に、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律、いわゆる暴対法、暴力団対策法が制定されて以来、国家公安委員会、警察署によるさまざまな禁止行為に対する取り締まりが強化される中で、暴力団員による銃の使用による事件、資金獲得活動による国民の生命、財産に深刻な被害が発生していることを背景に、平成20年6月に法律の一部改正がなされ、暴力団に対する損害賠償請求権を拡大するとともに、新たに国や地方公共団体が行う公共工事等に対する強要行為等の禁止が追加されております。これらを受け、平成22年4月に福岡県で暴力団の威力を利用する事業契約の禁止、暴力団の公共工事妨害排除等の条例が全国で初めて制定され、以後、各都道府県でも随時制定され、昨年10月の東京都並びに沖縄県の条例施行により、全都道府県で施行されました。北海道においては、昨年4月1日に施行されております。その後、市区町村においても条例化が進み、道内においても島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町が制定し、施行されております。この度、栗山町、長沼町、由仁町並びに栗山警察署と協議、調整を行い、連携して町から暴力団を排除すべく、本案の提案となったものでございます。なお、他の三町においても第2回定例議会に今回提案されております。

それでは、条例本文の説明をいたします。新条例ですので朗読し、随時説明をして参ります。また、内容は事前に道警本部と協議済みで、4町とも同じ内容でございます。南幌町暴力団の排除の推進に関する

条例、目的、第1条、この条例は、南幌町における暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策の基本となる事項等を定めることにより、一体となって暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第2号、暴力団員、法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第3号、暴力団関係事業者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。第4号、町民、町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。第5号、事業者、町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。第6号、町民等、町民及び事業者をいう。第7号、暴力団の排除、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

基本理念、第3条、暴力団の排除は、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進しなければならない。

町の責務、第4条、町長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を実施する責務を有する。第2項、町長は、前項の施策の実施にあたっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「所轄警察署」という。）並びに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。第3項、町長は、道が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。第4項、町長は、暴力団及び暴力団員に関する情報を得たときは、所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

職員等への不当要求に対する措置、第5条、町長は、職員が公務の適正かつ円滑な執行を確保し、職員の職務執行における暴力団員による不当要求に対して適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

町民等の責務、第6条、町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町

が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。第2項、事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。第3項、町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、町又は所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。ここでは、町は施策の実施、町民は排除への取り組みと町の施策への協力、それから、事業者は暴力団を利することのならない排除の取り組みと町の施策への協力と、三者の責務を規定しております。

町の事務事業における措置、第7条、町長は、その発注する建設工事その他の町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。第2項、町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。第3項、町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行にあたって暴力団員等から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに所轄警察署に通報するなど、必要な協力を行うよう求めるものとする。第4項、町長は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前二項の規定に基づき当該契約において定められた条項に違反したときは、当該契約の相手方に、次ページに参ります、ついて、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。第7条では、町の建設工事や契約事務での町の暴力団排除の措置を規定しております。第1項は、入札からの排除、第2項は、下請業者からの排除、第3項は、契約業者に対する不当介入があった場合の通報義務など、第4項は、前2項の条項に違反した場合のその後の入札からの除外措置を規定しております。

公の施設の利用の不許可等、第8条、町長、教育委員会及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないことができるものとする。第2項、町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認められたときは、当該許可を取り消し、又は当該利用を停止することができるものとする。第8条は、公の施設の使用からの除外措置の規定でございます。

町民等に対する支援、第9条、町長は、町民等が自主的に暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、必要な支援を行うものとする。第2項、町長は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、所轄警察署と緊密に連携し、その安全の確保を図るものとする。

広報及び啓発、第10条、町長は、町民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、必要な啓発活動を行うものとする。

青少年に対する指導等のための措置、第11条、町長は、学校、地域、職場において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。第2項、町長は、青少年の育成に携わる者に情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

暴力団の威力を利用することの禁止、第12条、町民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

利益供与の禁止、第13条、町民等は、暴力団の威力を利用する目的、又は利用したことに関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者（以下「特定の者」という。）に対して金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。第2項、町民等は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、特定の者に対して金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。第12条と第13条につきましては、暴力団の威力の利用の禁止及び利用したこと並びに協力したことへの利益供与を禁止する規定でございますけれども、罰則はなく、町民、事業者が守っていかねばならないものとして規定しております。次の第14条の第1項についても同様でございます。

祭礼等における主催者等の措置、第14条、祭礼、花火大会、興業その他の公共の場所において不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を主催する者又は、次ページに参ります、その運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。第1号、当該行事に関し、暴力団を利用すること。第2号、当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること。第3号、当該行事において、暴力団員であることを知りながら、みこし等の巡行に参加させ、又は露店を出させること。第2項、行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。第3項、町は、行事主催者等が前項の措置を講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

委任、第15条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

この条例、新しく制定されたわけですがけれども、その中でちょっと一部、解釈と言いますか、具体的なことをちょっと事例としてお伺いしたいと思います。第7条のところで、町の事務事業における措置ということで、町が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講じること。また、その次、第2項のところでは、下請に関しても同じような形で、必要な措置を講じるように求めることというふうなことですけれども、具体的にどのような形でそれを阻止するような措置が講じられていくのでしょうか。実際に入札するには、それなりの資格とかいろんなものがあるかと思うんですけども、それを業者がもし出して、それを見るというならば、それが本当に正しいのかどうかというのを調べる必要があるかなと思うんですけども、その辺りをどういうふうに対応されるのかお伺いいたします。

それと、全体的に条例として罰則規定というのがなかなかちょっと見えないんですけども、罰則規定というのは必要ないのでしょうか、その辺りもお伺いいたします。

議長
住民課長

住民課長。

まず、第7条の関係でございます。具体的にどういう方な手法で、除外措置をするのかと。基本的に、指名願、町の公共事業、それから物品関係では、業者から指名登録の届け出を町に出していただいております。その中で、基本的には全業者、事業者、個人もそうですが、誓約書を出していただくこととなります。誓約書の中身は、私若しくは私どもの会社の構成員等が暴力団員でないことを誓約いたします。これらが指名願の時に全事業者に出してもらうわけです。そして、いろいろな工事なんかの入札の前に、例えば、指名委員会等で指名選考するわけですがけれども、その中でいろんな情報、例えば、暴力団、うわさとかいろいろな、この業者に、という通報もあるかと思いますが、基本的にはその辺は警察と照会事項と回答で、その都度問題があるケースがあれば警察に照会をかけ、回答をいただいて対処する方向で考えてございます。

次に、下請の方の関係でございますけども、基本的にこれは、本契約の相手方が下請業者との契約になるわけでございますが、その段階においても、同じような誓約を取るよう指導していく、今、考えてございます。具体的には施行規則で、ある程度網羅していきたいと考えてございますが、まだ規則の方は道警の方とも協議をしておりますので、そういったものも下請にも規制をしていきたいというふうに思っています。

それと、罰則の関係でございます。条例で罰則を設ける場合については、町村単独ではなかなかできません。罰則ということは当然、罰金もしくは過料等が発生するということになれば、これは検察との協議が事前に必要になってきます。当然、起訴するかどうかは、それは検察の方で決めることでございますので、何々条例違反という根拠を

もとに、それを、検察官が公訴するという形になると思いますが、その罰則については、基本的に市町村条例ではほとんど設けておりません。というのは、先ほど申し上げました暴対法の関係での行為で、当然、その中で刑法等に影響する行為が当然あるかと思えます。場合によっては恐喝ですとか、いろんなケースが発生すると。ただ、この中で、不当介入という文言を先ほど使ってございますけれども、具体的にその犯罪行為に至らない行為が中にかかわってくる。具体的には言いがかりですとか、そういったものも出てくると思えますので、本条例の中では罰則を決めておりません。ただ、先ほど言った暴対法の中の罰則、禁止事項が結構ありますので、それに伴っての罰則が当然出てきます。今回、北海道も一応、条例制定しておりますが、北海道では罰則を決めております。中身については暴力団事務所の関係、これが罰則を道の条例では、その関係だけ罰則を定めてございますので、一応、町の条例については罰則を定めることは考えてございません。以上です。

議長 ほかにもありませんか。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 この暴力団の排除に、ということではもちろん賛成なんですけども、あまり暴力団と身近に何かそういう人を普段目にするとか、そういうことはこの南幌町に居ると全くないと思うんですよね、それで、この中に町の責務というところで4番目のところに、町長は、暴力団及び暴力団員に関する情報を得たときは、その警察署その他の、に対し、情報を提供するものとするところなんですけれども、もし、間違った情報というか、町民の方から、先ほど今、言いがかりとありましたけれども、何かそういうようなことで被害を受けた方が、あの人は暴力団じゃないかというような通報とかあり得るんじゃないかなと思うんですけれども、そういう時は、誰も自分は暴力団ですと貼っているわけではないですから、そういうのは警察署に照会するとわかるというような何かそういうような仕組みになっているんですか。そこ、ちょっとわからないのでお聞きします。

議長 住民課長。 住民課長。

住民課長 熊木議員の質問にお答えします。基本的には、そういう、一番恐れるのが情報提供でも不安定な情報、この取り扱いをきちんとしなければ個人情報の問題、罰則も当然ございますので、慎重に取り扱っていきたいと思っています。具体的には、先ほど申し上げました、栗山警察署と照会事項等の中で協議しながら、その情報については基本的に、間違った情報なのかどうかという確認もしながら、独り歩きしないようにその辺は連携をとって、住民にもその辺、正しい情報、必要な情報を提供して参りたいというふうに考えてございます。

議長 ほかにもありませんか。

(なしの声)

ご質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第43号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程11 議案第44号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました議案第44号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定につきましては、北海道が提示する手話通訳者の広域派遣体制の構築に伴い、団体や町民以外の利用を可能にするため本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第44号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。この南幌町地域生活支援事業条例は、障害者自立支援法に基づく自立支援システムの一環として、町の創意で利用者の状況に応じて実施することができる地域生活支援事業について規定しているものですが、今年度、北海道において、聴覚障がい者への手話通訳広域派遣事業体制を整備されたことに伴い、現在、利用対象者を町民限定で実施しております南幌町地域生活支援事業のうちコミュニケーション支援事業、いわゆる手話通訳派遣事業だけ対象者について町民規定を外し、町外の方や団体も利用できる事業に改正するものでございます。

別途配布いたしました議案第44号資料、新旧対照表でご説明させていただきます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。第4条の対象者でございますが、第1項では、条例第2条第1項で定めております相談支援事業など9つの地域生活支援事業のうちコミュニケーション支援事業の対象者を町民規定から外すため、第2号を除いた条文に改めるものでございます。第3項では、第1項で町民規定から外したコミュニケーション支援事業の対象者を町内外問わず、手話通訳を必要とする方や団体を利用対象とすることを規定したものでございます。なお、ただし書きで、町外の方や団体が利用する場合、自分が居住している市町村で派遣事業を利用できるときは対象外とする旨、規定しております。

次に、第5条と第7条では、コミュニケーション支援事業の利用対象者に個人のほかに団体を含めたことによる文言整理を行ったもの

でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上で内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程12 議案第45号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第45号 空知教育センター組合規約の変更につきましては、空知教育センターの事務所の移転等に伴い、空知教育センター組合規約の一部変更について組合組織団体の協議が必要となるため本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第45号 空知教育センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。初めに、規約変更に至った経過と主な内容についてご説明を申し上げます。空知教育センターは、昭和43年に設置された空知管内全市町で構成する一部事務組合で、滝川市に所在しております。現在の施設は、開設以来の建物であるため老朽化が著しく、また、耐震改修や施設の適正規模などの問題を抱え、これまで構成する管内24市町で施設のあり方を含めた検討を行ってきました。現建物の所有は空知教育センターでございますが、土地については滝川市より無償で借り受けをしております。平成23年11月に開催された空知教育センター組合議会におきまして、施設については、滝川市が改修整備を予定している滝川市教育支援センターの一部を賃貸で借り上げ、移転することで決定しており、竣工は本年8月を予定しております。現施設の解体につきましては、本来、空知教育センターが行い、その後、土地を滝川市に返還するところですが、解体するまでの維持管理費や、土地と建物の一体的処分等の有効性を考慮し、建物は解体しないで滝川市に無償譲渡することになっております。解体費用は、3,000万円ほど要しますが、平成25年度から平成30年度までの6年間に、空知教育センター組合が滝川市に年間500万円ずつ返済す

ることとしております。その方法として、滝川市については、本来、負担すべき空知教育センター組合の管理運営負担金から解体費の500万円を6年間にわたり控除するものであります。滝川市以外の構成23市町については、解体費用を滝川市に返済する6年間は管理運営負担金に解体費分を加算するものでございます。なお、管理運営負担金の負担割合につきましては、所在市町村の滝川市が2分の1、滝川市以外の構成23市町が2分の1となっており、この負担割合については変更はございません。また、滝川市以外の構成23市町の負担金に係る分賦の割合につきましても、平等割30%、人口割35%、教職員数割35%で、変更はございません。

それでは、別途配布しております議案第45号資料 空知教育センター組合規約の変更について、新旧対照表によりご説明いたします。右側が改正前、左側が改正後、アンダーラインが改正部分となります。改正前、第5条中、事務所の位置について、「滝川市緑町3丁目6番21号」を、改正後「滝川市文京町4丁目1番1号」に改めるものでございます。制定附則といたしまして、第2項、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間における第4条第1号の事務に関する経費の負担の分賦の割合については、第15条第2項第1号の規定にかかわらず、次のとおりとする。第1号、滝川市の分賦の割合、第4条第1号の事務に関する経費から、空知教育センター組合規約の一部を改正する規約による改正前の空知教育センター組合規約第5条の規定による事務所に係る施設の解体に要する経費（当該施設の所有権の移転後において当該移転の相手方が負担することとなる当該解体に要する経費として組合と当該相手方が協議して定める額をいう。以下「施設解体経費」という。）を控除した額について2分の1。第2号、滝川市以外の組合市町に分賦の割合、第4条第1号の事務に関する経費に施設解体経費を加えた額2分の1について、平均割30%、人口割35%及び教職員数割35%。次に、裏のページでございしますが、改正附則といたしまして、この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。以上で議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第45号 空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

日程 1 3 報告第 3 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました報告第 3 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

議 長 総務課長 報告第 3 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。それでは、1 枚おめくりをいただき、平成 2 3 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。今回ご報告いたします繰越明許費につきましては、3 月定例会において既に議決をいただいているものでございます。内容は、5 款農林水産業費 1 項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業であり、翌年度繰越が 6,059 万 2,000 円であります。この事業につきましては、平成 2 3 年度内の執行ができなかったもので、翌年度に繰越するものでございます。以上で報告第 3 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。報告第 3 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済といたします。

日程 1 4 発議第 5 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

局 長 議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 1 5 発議第 6 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

局 長 議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 16 発議第 7 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 17 発議第 8 号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3 委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程 1 議案第 46 号から追加日程 7 発議第 12 号までの 7 議案を日程に追加し議題といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程 1 議案第 46 号から追加日程 7 発議第 12 号までの 7 議案を追加いたします。

追加日程 1 議案第 46 号 財産の取得について(除雪ドーザ購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第 46 号 財産の取得につきましては、除雪ドーザ購入にあたり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第 46 号 財産の取得についてご説明を申し上げます。1 契約の目的、除雪ドーザ購入(社会資本整備総合交付金事業)。2 取得する物件、名称、除雪ドーザ、規格、13t 級、数量、1 台。3 契約の方法、指名競争入札による。4 契約金額、金 1,666 万 3,500 円也(内消費税及び地方消費税の額 79 万 3,500 円也)。これにつきましては、6 月 14 日に入札を執行しており、3 社の指名で 1 回目での落札でございます。落札率は 83.3% となっております。5 契約の相手方、北広島市大曲中央 1 丁目 2 番地 2、北海道川重建機株式会社札幌支店、支店長斉藤敏幸。参考といたしまして、納期、契約締結日より平成 24 年 10 月 23 日まで。以上で議案第 46 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第46号 財産の取得について(除雪ドーザ購入)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程2 議案第47号 工事請負契約について(町道南11線道路改良工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第47号 工事請負契約につきましては、町道南11線道路改良工事にあたり、過日入札を執行したところであり、契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第47号 工事請負契約につきましてご説明を申し上げます。1 契約の目的、町道南11線道路改良工事。2 契約の方法、指名競争入札による。3 契約金額、金7,213万5,000円也(内消費税及び地方消費税の額343万5,000円也)。これにつきましては、6月14日に入札を執行しており、7社の指名で1回目での落札でございます。落札率は94.8%となっております。4 契約の相手方、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建、代表取締役峰尾義明。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成24年12月28日まで。以上で議案第47号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 工事請負契約について(町道南11線道路改良工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程3 議案第48号 工事請負契約について(南幌町公共下水道污水管渠(污水-1号幹線)移設工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第48号 工事請負契約につきまして、南幌町公共下水道污水管渠移設工事にあたり、過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、議案第48号 工事請負契約についてのご説明を申し上げます。1 契約の目的、南幌町公共下水道污水管渠（污水 - 1号幹線）移設工事。江別市遊水地計画の施工に伴いまして、支障となる部分の迂回工事をするものでございます。2 契約の方法、指名競争入札による。3 契約金額、金3億3,933万9,000円也（内消費税及び地方消費税の額1,615万9,000円也）これにつきましては、6月14日に入札を執行しており、2企業体と6社の、合わせて計8業者の指名で、1回目の入札で決定しております。落札率は93.2%でございます。4 契約の相手方、玉川・三建管工技研・南幌工業特定建設工事等共同企業体、代表者、北海道恵庭市相生町231番地、株式会社玉川組、代表取締役玉川豊、構成員、北海道空知郡南幌町元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役水澤政幸、構成員、北海道空知郡南幌町栄町1丁目2番27号、株式会社南幌工業、代表取締役内田一之。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成24年11月30日まででございます。以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第48号 工事請負契約について（南幌町公共下水道污水管渠（污水 - 1号幹線）移設工事）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程4 発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 （朗読により説明する。）

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程5 発議第10号 防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第10号 防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程6 発議第11号 TPP交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第11号 TPP交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程7 発議第12号 原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 本間 秀正議員。

本間議員

確かに原発の安全については、第1原発の検証がまだ終わっていないことも含めて完全かどうかはわからない状況でございますが、ただ単に原発からの撤退だけでよろしいのでしょうか。今現在、このエネルギー事情を考えますと、石油、天然ガス、石炭、ほとんど輸入に頼っています。こんな状況の日本で、その撤退だけで本当によろしいかというふうに今、思うわけです。今、確かに一般の住民の方の7割が節電については賛成していると言いますが、これは、あくまでも一般の住民の方であって、企業の方にしてみますと停電がもし起きた時に、その損失を誰が補償するのでしょうか。そんな意味も込めて、どういった方向でこれからエネルギーに事情について、もうちょっと文章を変えていただきたいのと、それから、自然エネルギーを考えるとというのは本当に正しいことだというふうには思うのですけれども、この原発からの撤退だけでいいのかというふうに思うので、そこら辺について質問をいたします。

議長
熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

去年の9月にもプルサーマルからの撤退ということで、いろいろ文言を整理して、通していただきました。今回は、この文章を作った後に大飯原発が再稼働になりましたけれども、私は、やはり今の国民の思いからして、7割もの方が本当に原発はもういやだというような声は、日に日に大きくなっています。今、本間議員の質問にありましたように、確かに個人ではなくて企業とかはエネルギーを原発に頼らなければやれないという声もありますけれども、大きな企業とかは、もう既に電源を切り替えたり、自社で賄うような形の切り替えをしているところです。文言をもし直す所とかがあれば、ちょっと意見も言っていて、私はやっぱり国がきちんと原発からは撤退するんだということを決断していかない限りは転換もできないですし、世界から見ても3.11以後、日本の方向を示すということが一番求められていると思います。そういう中では、うちの議会としても、ぜひこれを通していただいて、私はこういう意見書を通していただくことによって、転換を求めるといいうふうにしていきたいということを重ねての意見として申します。

議長

この発議19号については、今、休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、3時45分まで休憩をします。

(午後 3時32分)

(午後 3時45分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 今、協議をさせていただきました。それで今、本間議員から質問があったことで、一部修正をしたいと思います。表題なんですけれども、将来、原発からの撤退をするために自然エネルギーへの転換を求める意見書として、中はずっと変わらなくて、最後のところで、よって政府は、国民世論の動向に鑑み、将来、原発からの撤退をするために、資金や技術を自然エネルギーの導入や省エネ開発に振り向けることを求めます。というふうに訂正をさせていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

議長 今、熊木恵子議員から修正がありました。このことについて本間議員の方で何かありませんか。

本間議員 ありません。

議長 それでは、皆様方にお諮りいたします。

発議第12号 将来、原発からの撤退をするために自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。

(起立)

どうもご苦労様でした。

(午後 3時46分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____